

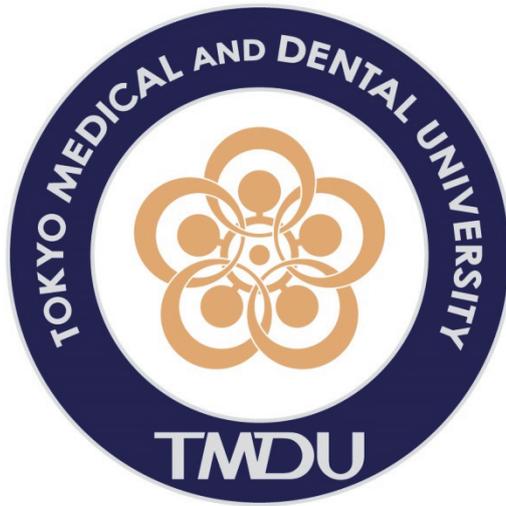
東京医科歯科大学

学生支援・保健管理機構保健管理センター

職員健康管理室

年報

第 30 号(2023 年度)



東京医科歯科大学

学生支援・保健管理機構保健管理センター

職員健康管理室

目 次

はじめに 保健管理センター長／教授 田澤立之	1
沿革	2
2023年度 保健管理センター月別業務実施状況	4
I 学生健康診断	
I-1 新入生健康診断	
・受診率	5
・健康調査結果	6
・診察所見	6
I-2 学生一般定期健康診断	
・受診状況推移（2019年～2023年）	7
・受診率	8
・二次検査（胸部X線）	9
・再検査（血圧）	10
・再検査（尿）	11
I-3 留学生健康診断	12
I-4 特殊健康診断	
・放射線業務従事者健康診断	13
・有機溶剤・特定化学物質健康診断	13
II 職員健康診断	
II-1 職員一般定期健康診断	
・受診状況推移（2019年～2023年）	14
・受診率	15
・受診結果（血液・聴力・心電図）	16
・二次検査（胸部X線）	17
・再検査（血圧）	18
・再検査（尿）	19
II-2 がん検診	
・胃がん検査・肺がん検査・大腸がん検査	20
II-3 特殊健康診断	
・放射線業務従事者健康診断	21
・有機溶剤・特定化学物質健康診断	22
・じん肺健康診断	23

II-4	特定業務従事者健康診断	
	・深夜業務従事者健康診断	24
	・ホルムアルデヒド・E O Gガス健康診断	26
	・放射線業務従事者健康診断	28
II-5	その他の健康診断	
	・理学療法業務従事者健康診断	30
III	健康保健業務報告	
III-1	保健管理センター利用状況推移	
	・利用状況推移（2019年～2023年）	31
III-2	保健管理センター利用状況	
	・利用状況（湯島地区／国府台地区）	32
	・紹介状発行件数（湯島地区）	33
IV	精神保健業務報告	
IV-1	新入生の精神保健	
	・精神科医による面接結果	34
	・全般式健康度調査によるスクリーニング検査結果	34
IV-2	学生・職員の精神保健に関する相談状況	
	・学生の相談内容内訳	35
	・メンタルヘルス相談件数の推移（2019年～2023年）	35
IV-3	職員復帰支援	
	・職員復帰支援制度の現状	36
V	感染症予防および環境衛生に関する報告	
V-1	麻疹、風疹、水痘、ムンプス抗体検査およびワクチン接種	
	・学部新入生	37
	・病院の新入職員および希望者	38
V-2	B型肝炎抗原抗体検査およびワクチン接種	
	・臨床に出る学部学生および大学院生	39
	・B型肝炎ウイルスに感染するおそれのある部署で勤務する医療従事者	40
V-3	インターフェロン γ 遊離試験検査	41
V-4	インフルエンザワクチン接種	
	・臨床に出る学部学生および大学院生、それ以外の希望者	42
	・患者と接触する医療業務従事者および関係者、それ以外の希望者	43
V-5	特定業務従事者健康診断	
	・病原体に感染するおそれのある部署に勤務する職員の健康診断	44

V-6	結核患者接触者臨時健康診断	46
V-7	過重労働による健康障害防止面接	47
V-8	産業医巡視状況	48
VI 保健管理センター業績報告		
VI-1	論文・著書・講演など	49
	・田澤 立之（学生支援・保健管理機構保健管理センター長/職員健康管理室長）	
	・高澤 聖子（職員健康管理室 助教）	
	・久保 位可子（職員健康管理室 臨床心理士）	
VII 関係規定(学生支援・保健管理機構保健管理センター/職員健康管理室)		
VII-1	学生支援・保健管理機構規則	54
VII-2	学生支援・保健管理機構保健管理センター規則	56
VII-3	学生支援・保健管理機構運営委員会規則	59
VII-4	職員健康管理室規則	62
VII-5	安全衛生委員会規則	64
編集後記	保健管理センター准教授 安藤久美子	67
	学生支援・保健管理機構運営委員、保健管理センター教職員	68
	安全衛生委員会委員、職員健康管理室教職員	69

はじめに

2023年（令和5年）度の「東京医科歯科大学保健管理センター・職員健康管理室年報」をお手元にお届けいたします。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が5類感染症に移行し、本学も従前の教育・研究・診療・運営活動にもどりつつあります。この間の感染症対策に一方ならぬご協力をいただきました病院・学内の皆さまに御礼申し上げます。

今年度は新たに高澤聖子助教が加わり、定例の学生（5月）・職員（8-9月）の定期健康診断や各種ワクチン接種等の保健計画も滞りなく進みました。医療・事務のスタッフの創意工夫および学校医の先生方、大学関係者、保健管理施設関係者の皆様のご指導・ご協力によるものと感謝申し上げます。

2022年8月に発表され準備が進んでまいりました東京工業大学と東京医科歯科大学との統合が、2024年10月に実施され、「東京科学大学」（Institute of Science Tokyo）が誕生いたします。これまでの長い歴史の中で各キャンパスの特質に合わせて整備され効率的に運用されてまいりました両大学の保健管理センターの機能をさらに発展させて、両大学合わせて、およそ1.4万人の学部・大学院所属の学生さんと7千人弱の教職員・業務従事者の皆さんの保健管理に対応していくべく、各々の地区のスタッフが準備作業を重ねております。

これに伴い喜ばしいお知らせがあります。当センターにて長年ご活躍いただきました平井伸英准教授が、2024年7月より東京工業大学学生支援センター教授に栄転されました。東工大佐藤理事、医歯大東條理事のご高配で、4月より非常勤で大岡山キャンパスにもお勤めで、平井先生の後任として聖マリアンナ医科大学精神科より7月にご赴任の安藤久美子准教授との業務引継ぎも進んでおります。安藤准教授が、東工大保健管理センターの前任教授の影山任佐先生ご出身の研究室の同門であることも、不思議なご縁と感じており、東京科学大学の保健管理の益々の発展につながるものと期待しております。

この1年の当センターへのご支援ご指導に厚く御礼を申し上げます。引き続き、柔軟で俊敏な対応をモットーに業務を進めていきたいと存じます。2024年10月より発足の東京科学大学の保健管理センター・職員健康管理センターの運営に、なお一層のご指導ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

2024年9月

東京医科歯科大学

学生支援・保健管理機構 教授

保健管理センター長 職員健康管理室長

田澤立之

沿 革

昭和 45 年 (1970)

4月17日 「国立大学設置法施行規則の一部を改正する省令（文部省令第12号）」により、保健管理センターが設置された。専任保健婦1名で始まり、所長事務取扱に大淵重敬教授が併任された（昭和46年11月30日迄）。

昭和 46 年 (1971)

8月5日・6日 第9回全国大学保健管理研究集会を清水文彦学長、池園悦太郎学生部長、大淵重敬保健管理センター所長事務取扱の運営の下に当番校として開催した。

10月22日 東京医科歯科大学保健管理規定（学規第8号）が制定された。

12月1日 所長に小宮正文教授が併任された（昭和48年11月15日迄）。

昭和 47 年 (1972)

6月1日 専任助教授（副所長）が認められ、今川珍彦第2内科学講師が昇任した。

昭和 48 年 (1973)

11月16日 所長事務取扱に浜口栄祐教授が併任された（昭和49年1月15日迄）。

昭和 49 年 (1974)

1月16日 所長に池園悦太郎教授が併任された（昭和51年1月15日迄）。

昭和 51 年 (1976)

1月16日 所長事務取扱に池園悦太郎教授が併任された（昭和51年3月31日迄）。

4月1日 所長に前沢秀憲教授が併任された（昭和53年3月31日迄）。

昭和 53 年 (1978)

4月1日 所長に前沢秀憲教授が再任された（昭和55年3月31日迄）。

昭和 54 年 (1979)

10月1日 専任講師が認められ、矢崎妙子神経精神医学助手が昇任した。

昭和 55 年 (1980)

4月1日 所長に島菌安雄教授が併任された（昭和57年3月31日迄）。

5月1日 保健管理センター教授（以下、教授）に今川珍彦助教授が昇任した。

5月8日 新築落成した5号館2階に保健管理センターが移転した。

昭和 57 年 (1982)

4月1日 所長に武内重五郎教授が併任された（昭和59年3月31日迄）。

昭和 59 年 (1984)

4月1日 所長に高橋良教授が併任された（昭和61年3月31日迄）。

昭和 60 年 (1985)

5月16日 助教授に矢崎妙子講師が昇任した（昭和64年8月24日迄）。

昭和 61 年 (1986)

4月1日 所長に香川三郎教授が併任された（昭和63年3月31日迄）。

沿 革

昭和 63 年 (1988)

4 月 1 日 所長に今川珍彦教授が併任された (平成 2 年 3 月 3 1 日迄)。

平成 2 年 (1990)

3 月 1 日 助教授に谷合哲助教授 (霞ヶ浦分院) が配置換えとなった。

4 月 1 日 教授に谷合哲助教授が昇任した。所長に谷合哲教授が併任された (平成 1 4 年 3 月 3 1 日迄)。助教授に金野 滋神経精神医学教室助手が昇任した (平成 1 9 年 4 月 2 2 日迄)。

平成 14 年 (2002)

9 月 4 日 所長に吉澤靖之教授が併任された (平成 1 9 年 7 月 3 1 日迄)。
助教授に三宅修司呼吸器内科講師が昇任した。

平成 19 年 (2007)

8 月 1 日 教授に三宅修司准教授が昇任した。
センター長に三宅修司教授が命ぜられた (平成 2 4 年 7 月 3 1 日迄)。

平成 20 年 (2008)

4 月 1 日 准教授に小山恵子東京都老人医療センター精神科部長が就任した (平成 2 4 年 3 月 3 1 日迄)。

平成 24 年 (2012)

8 月 1 日 教授に宮崎泰成呼吸器内科講師が昇任した。
センター長に宮崎泰成教授が命ぜられた (令和元年 7 月 3 1 日迄)。

9 月 1 日 准教授に平井伸英自治医科大学医学部精神医学講座講師が就任した。

平成 25 年 (2013)

4 月 1 日 学生支援・保健管理機構保健管理センターに改組した。

9 月 1 日 助教に岡安香職員健康管理室助教が兼務された (平成 2 9 年 3 月 3 1 日迄)。

平成 26 年 (2014)

2 月 2 4 日 改修工事を実施した 5 号館の 2・3 階に保健管理センターが拡充した。

平成 29 年 (2017)

6 月 1 日 助教に瀬間学職員健康管理室助教が兼務された (平成 3 1 年 3 月 3 1 日迄)。

平成 30 年 (2018)

6 月 1 日 准教授に藤江俊秀睡眠制御学講座講師が昇任した (令和元年 5 月 3 1 日迄)。

平成 31 年・令和元年 (2019)

4 月 1 日 助教に小松崎恵子職員健康管理室助教が兼務された (令和 5 年 3 月 3 1 日迄)。

6 月 1 日 教授に田澤立之新潟大学医歯学総合病院遺伝医療支援センター病院教授が就任した。

8 月 1 日 センター長に田澤立之教授が命ぜられた。

令和 5 年 (2023)

4 月 1 日 助教に高澤聖子職員健康管理室助教が兼務された。

2023年度 保健管理センター一月別業務実施状況

	学生	職員	関係行事
通年	<ul style="list-style-type: none"> ・健康相談・メンタル相談 ・健康診断証明書発行 ・抗体検査、予防接種 予防接種証明書発行 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康相談・メンタル相談・長時間労働面接・復帰支援面接 ・健康診断証明書発行 	
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・新入生健康診断(内科・眼科・メンタル面接) ・4種(麻疹・風疹・水痘・ムンプス)抗体検査 (新入学部生・編入生) ・特殊健康診断(該当業務に従事する学生) <li style="padding-left: 40px;">放射線・有機溶剤・特定化学物質 ・B型肝炎抗原抗体検査(臨床実習開始前の学生) ・Tスポット[®]・TB検査(臨床実習開始前の学生) 	<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設業務従事者健康診断(水道技術管理者) ・特殊健康診断(該当業務に従事する職員) <li style="padding-left: 40px;">放射線・有機溶剤・特定化学物質 ・B型肝炎抗原抗体検査(病原体に感染の恐れのある医療関係職員) ・4種(麻疹・風疹・水痘・ムンプス)抗体検査 	
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・一般定期健康診断(全学生) 		
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・MR・水痘・流行性耳下腺炎ワクチン接種1回目 (抗体が規定以下の学生) ・B型肝炎ワクチン接種1回目(抗体陰性の学生) 	<ul style="list-style-type: none"> ・B型肝炎ワクチン接種1回目(抗体陰性の医療関係職員) ・がん検診(規定年齢のうち希望する職員) <li style="padding-left: 40px;">大腸がん・肺がん・胃がん(便潜血・喀痰細胞診・胃エックス線) 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学院入学試験(教護待機) ・医学科学士編入学試験(教護待機) ・口腔保健工学編入学試験(教護待機)
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・一般定期健康診断二次検査・再検査 ・B型肝炎ワクチン接種2回目(抗体陰性の学生) 	<ul style="list-style-type: none"> ・B型肝炎ワクチン接種2回目(抗体陰性の医療関係職員) 	<ul style="list-style-type: none"> ・医学科学士編入学試験(教護待機) ・歯学部サマープログラム(教護待機)
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・特定業務従事者健康診断(該当業務に従事する学生) <li style="padding-left: 40px;">放射線・深夜・病原体・ホルムアルデヒド・EOG 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般定期健康診断(週20時間以上勤務している職員) ・特定業務従事者健康診断(該当業務に従事する職員) <li style="padding-left: 40px;">放射線・深夜・病原体・ホルムアルデヒド・EOG ・結核健康診断(結核患者接触者) ・特定病原体取扱者の健康診断(特定病原体取扱者) ・じん肺健康診断(該当する粉じん作業に従事している職員) ・石綿健康診断(過去に石綿を取扱う業務に従事していた者) ・理学療法業務従事者健康診断(該当業務に従事する職員) 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学院入学試験(教護待機) ・オープンキャンパス(教護待機) ・医学科サマープログラム(教護待機)
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・MR・水痘・流行性耳下腺炎ワクチン接種2回目 (抗体が規定以下の学生) 		<ul style="list-style-type: none"> ・大学院入学試験(教護待機)
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・全般式健康度調査(新入生) ・特殊健康診断(該当業務に従事する学生) <li style="padding-left: 40px;">放射線・有機溶剤・特定化学物質 ・留学生健康診断(秋入学の留学生) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ストレスチェック(週20時間以上勤務している職員) ・特殊健康診断(該当業務に従事する職員) <li style="padding-left: 40px;">放射線・有機溶剤・特定化学物質・インジウム化合物 ・水道施設業務従事者健康診断(水道技術管理者) ・一般定期健康診断二次検査・再検査 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザワクチン接種(臨床に出る学生及び希望学生) 	<ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザワクチン接種(医療従事者及び希望職員) 	<ul style="list-style-type: none"> ・学部特別選抜等入学試験(教護待機)
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・B型肝炎ワクチン接種3回目(抗体陰性の学生) 	<ul style="list-style-type: none"> ・B型肝炎ワクチン接種3回目(抗体陰性の医療従事者) 	
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・特定業務従事者健康診断(該当業務に従事する学生) <li style="padding-left: 40px;">放射線・深夜・病原体・ホルムアルデヒド・EOG 	<ul style="list-style-type: none"> ・結核健康診断(結核患者接触者) ・特定業務従事者健康診断(該当業務に従事する職員) <li style="padding-left: 40px;">放射線・深夜・病原体・ホルムアルデヒド・EOG 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学入学共通テスト(教護待機)
2月		<ul style="list-style-type: none"> ・理学療法業務従事者健康診断(該当業務に従事する職員) 	<ul style="list-style-type: none"> ・前日程試験(教護待機) ・大学院入学試験(教護待機)
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・特定業務従事者健康診断二次検査・再検査 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定業務従事者健康診断二次検査・再検査 	<ul style="list-style-type: none"> ・後日程試験(教護待機)

I 学生健康診断

I—1 新入生健康診断

I—2 学生一般定期健康診断

- ・受診状況推移(2019年～2023年)
- ・受診率
- ・二次検査(胸部X線)
- ・再検査(血圧)
- ・再検査(尿)

I—3 留学生健康診断

- ・受診率(5月1日時点在学／5月学生定健時に実施)
- ・受診率(10月入学／10月に実施)

I—4 特殊健康診断

- ・放射線業務従事者健康診断(4月、10月)
- ・有機溶剤・特定化学物質健康診断(4月、10月)

I - 1 新入生健康診断

2023年度 新入生健康診断 受診率

2023年度

2023年4月6日～7日実施

学科	性別	新入生	受診者数	受診率
医学部医学科	男	62	62	100%
	女	34	34	
医学部保健衛生学科 看護学専攻	男	2	2	100%
	女	55	55	
医学部保健衛生学科 検査技術学専攻	男	3	3	100%
	女	36	36	
歯学部歯学科	男	26	26	100%
	女	27	27	
歯学部口腔保健学科 口腔保健衛生学専攻	男	2	2	100%
	女	20	20	
歯学部口腔保健学科 口腔保健工学専攻	男	1	1	100%
	女	9	9	
編入生	男	1	1	100%
	女	6	6	
合計		284	284	100%

I - 1 新入生健康診断

2023年度 健康調査結果

学部 学科	性別	在籍数 人数	既往歴あり		現病歴あり		アレルギーあり		アレルギーありの内訳					
			人数	%	人数	%	人数	%	食品		薬		その他	
									人数	%	人数	%	人数	%
医学部 医学科	男	62	20	32.3	4	6.5	39	62.9	2	3.2			37	59.7
	女	34	8	23.5	1	2.9	12	35.3	3	8.8	1	2.9	12	35.3
医学部 保健衛生学科 看護学専攻	男	2					1	50					1	50
	女	55	8	14.5	1	1.8	37	67.3	3	5.5	1	1.8	33	60
医学部 保健衛生学科 検査技術学専攻	男	3	1	33.3			1	33.3					1	33.3
	女	36	3	8.3	1	2.8	24	66.7	2	5.6	1	2.8	21	58.3
歯学部 歯学科	男	26	2	7.7	1	3.8	17	65.4	3	11.5			19	73.1
	女	27	2	7.4	2	7.4	16	59.3	3	11.1	4	14.8	9	33.3
歯学部 口腔保健学科 口腔保健衛生学専攻	男	2					1	50					1	50
	女	20	4	20	1	5	18	90	5	25	2	10	11	55
歯学部 口腔保健学科 口腔保健工学専攻	男	1	1	100			1	100					1	100
	女	9					6	66.7					6	66.7
編入生	男	1					1	100					1	100
	女	6	3	50	1	16.7	3	50					3	50
合計		284	52	18.3	12	4.2	177	62.3	21	7.4	9	3.2	156	54.9

空欄は0を示す

アレルギーありの「その他」は、花粉症、アレルギー性鼻炎、アトピー性皮膚炎等について

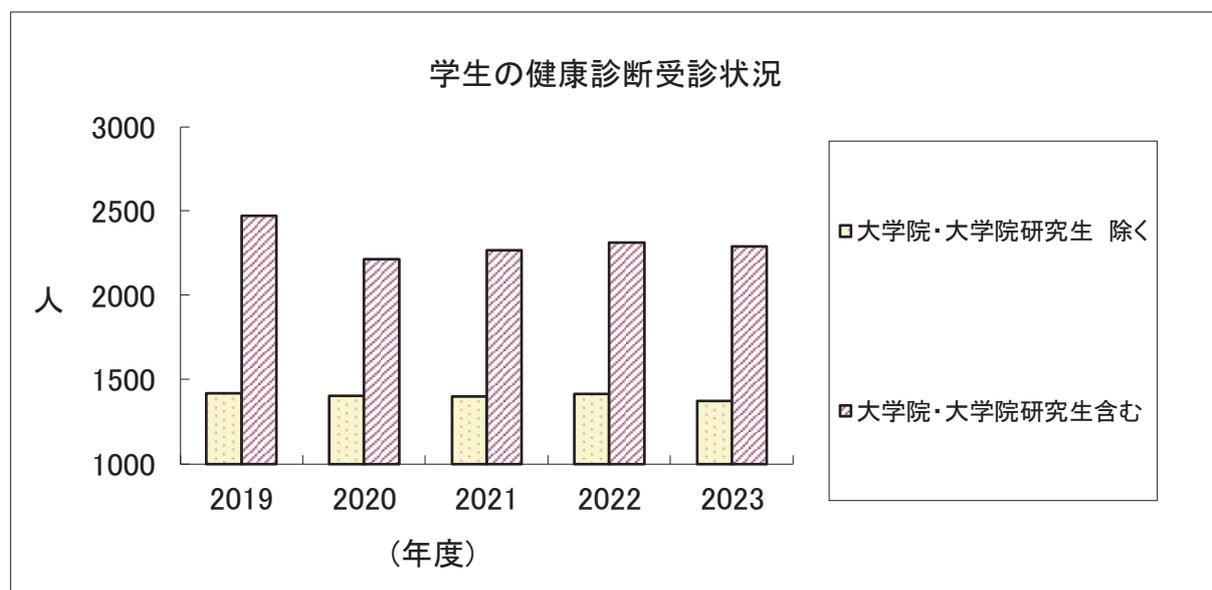
2023年度 診察所見

学部 学科	性別	在籍数 人数	内科所見あり			
			人数	%	人数	%
医学部 医学科	男	62	2	3.2	14	22.6
	女	34			5	14.7
医学部 保健衛生学科 看護学専攻	男	2				
	女	55				
医学部 保健衛生学科 検査技術学専攻	男	3				
	女	36	1	2.7		
歯学部 歯学科	男	26	2	7.7		
	女	27				
歯学部 口腔保健学科 口腔保健衛生学専攻	男	2				
	女	20	1	5		
歯学部 口腔保健学科 口腔保健工学専攻	男	1				
	女	9				
編入生	男	1				
	女	6			1	16.7
合計		284	6	2.1	20	7

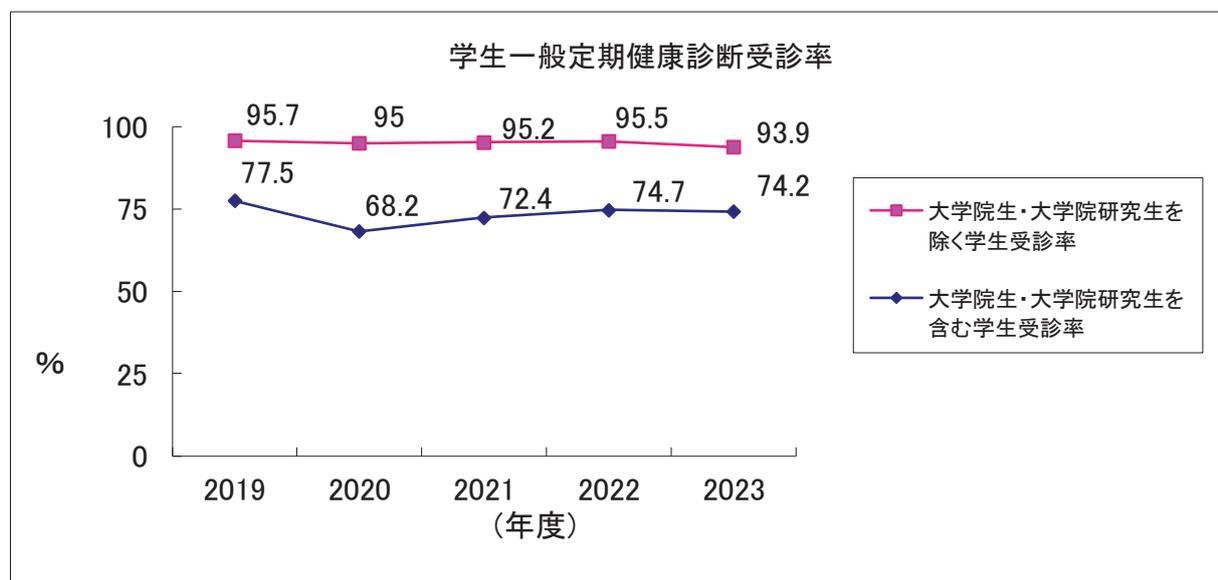
空欄は0を示す

I - 2 学生一般定期健康診断

学生一般定期健康診断 受診状況推移 (2019年～2023年)



年度	2019	2020	2021	2022	2023
医学部	978	975	979	977	964
歯学部	443	431	421	438	412
大学院・大学院研究生	1050	808	869	899	915
大学院・大学院研究生 除く	1421	1406	1400	1415	1376
大学院・大学院研究生含む	2471	2214	2269	2314	2291

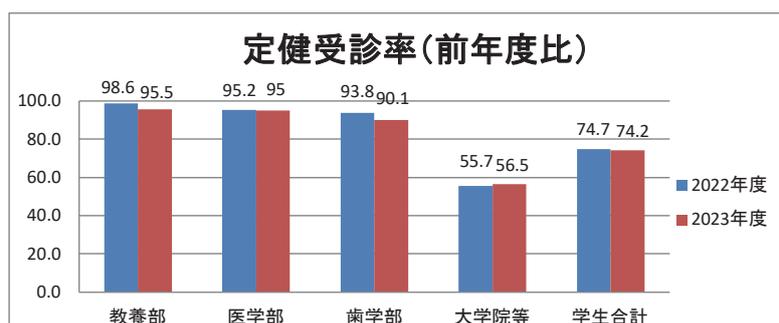


2019年度からの学生一般定期健康診断受診率の推移。
2013年度より規則の整備を行い、健診を義務化していることにより、受診率は向上しているが、100%には至っていない。とくに大学院生・大学院研究生を含む全体の受診率が低い傾向が続いている。本学は医療系大学であり、自身の体調管理の面からも受診する必要がある。そのため、さらなる受診率を向上させるための対策を検討・実施し、100%を目指していく。

I - 2 学生一般定期健康診断

2023年度 学生一般定期健康診断 受診率

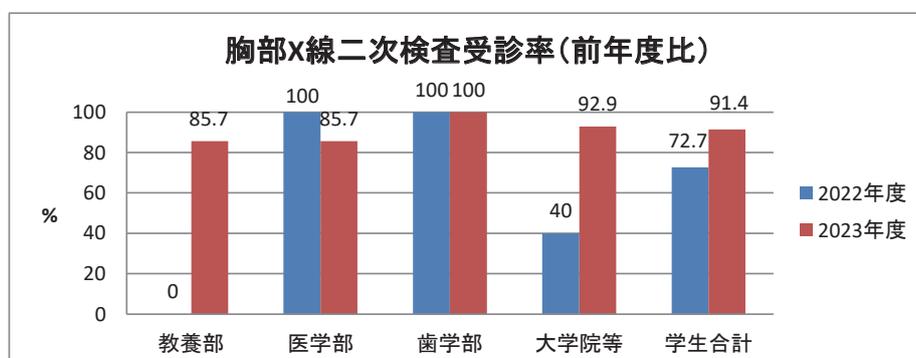
学部	学科	学年	在籍者数(人) ()内は女子を内数で示す	受診者数(人)		2022年度 受診率 (%)	
				受診者数	受診率(%)		
[学部学生]							
教養部	医学科	1	97 (34)	95	97.9	98.1	
	保健衛生学科 看護学専攻	1	58 (56)	56	96.6	100	
	保健衛生学科 検査技術学専攻	1	40 (37)	39	97.5	100	
	歯学科	1	60 (30)	54	90	98.2	
	口腔保健学科 口腔保健衛生学専攻	1	24 (21)	22	91.7	95.8	
	口腔保健学科 口腔保健工学専攻	1	10 (9)	10	100	100	
	教養部 小計			289 (187)	276	95.5	98.6
医学部	医学科	2	110 (37)	105	95.5	96.3	
		3	102 (40)	101	99	96.4	
		4	110 (41)	107	97.3	94.9	
		5	101 (35)	92	91.1	94.6	
		6	112 (36)	95	84.8	89.6	
		保健衛生学科 看護学専攻	2	55 (51)	55	100	96.3
	3	55 (55)	52	94.5	96.6		
	4	58 (57)	57	98.3	100		
	保健衛生学科 検査技術学専攻	2	39 (34)	37	94.9	94.7	
	3	38 (37)	38	100	97.1		
	4	35 (32)	35	100	95.3		
	医学部 小計			815 (455)	774	95	95.2
	歯学部	歯学科	2	59 (30)	50	84.7	89.7
3			46 (29)	40	87	94.6	
4			55 (29)	50	90.9	87.2	
5			51 (26)	45	88.2	98.1	
6			49 (26)	47	95.9	91.7	
口腔保健学科 口腔保健衛生学専攻			2	23 (23)	22	95.7	96.1
3		25 (25)	22	88	95.2		
4		18 (18)	16	88.9	95.2		
口腔保健学科 口腔保健工学専攻		2	12 (11)	12	100	100	
3		15 (12)	14	93.3	90		
4		9 (9)	8	88.9	100		
歯学部 小計				362 (238)	326	90.1	93.8
[大学院生等]							
大学院生			1,463 (688)	849	58	57.2	
大学院研究生			157 (71)	66	42	41.1	
大学院生等 小計			1,620 (759)	915	56.5	55.7	
学生合計			3,086 (1,639)	2,291	74.2	74.7	



I - 2 学生一般定期健康診断

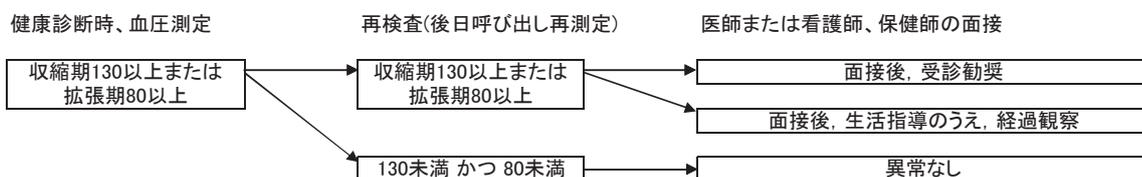
2023年度 学生一般定期健康診断 二次検査（胸部X線）

学部	学年	二次検査者受診状況			二次検査検査の結果（指導区分）				2022年度 二次検査者 の受診率 （%）
		二次検査者 （人）	受診者 （人）	二次検査者 の受診率 （%）	受診勧奨 （人）	経過観察 （人）	要継続医療 （人）	異常なし （人）	
[学部学生]									
医学部	1	3	2	66.7	2	0	0	0	0
歯学部	1	4	4	100	3	0	1	0	0
教養部	小計	7	6	85.7	5	0	1	0	0
医学部	2	2	1	50	1	0	0	0	100
	3	1	1	100	0	0	1	0	0
	4	2	2	100	2	0	0	0	100
	5	0	0	0	0	0	0	0	0
	6	2	2	100	2	0	0	0	100
医学部	小計	7	6	85.7	5	0	1	0	100
歯学部	2	2	2	100	2	0	0	0	0
	3	2	2	100	1	0	0	1	100
	4	1	1	100	1	0	0	0	100
	5	0	0	0	0	0	0	0	100
	6	2	2	100	2	0	0	0	0
歯学部	小計	7	7	100	6	0	0	1	100
[大学院生等]									
大学院生等		14	13	92.9	8	2	2	1	40
学生合計		35	32	91.4	24	2	4	2	72.7

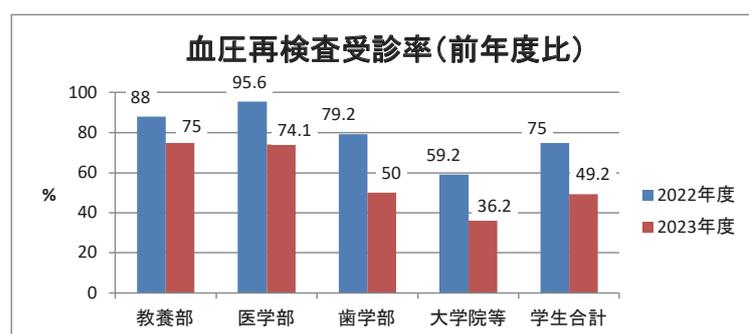


I - 2 学生一般定期健康診断

2023年度 学生一般定期健康診断 再検査（血压）

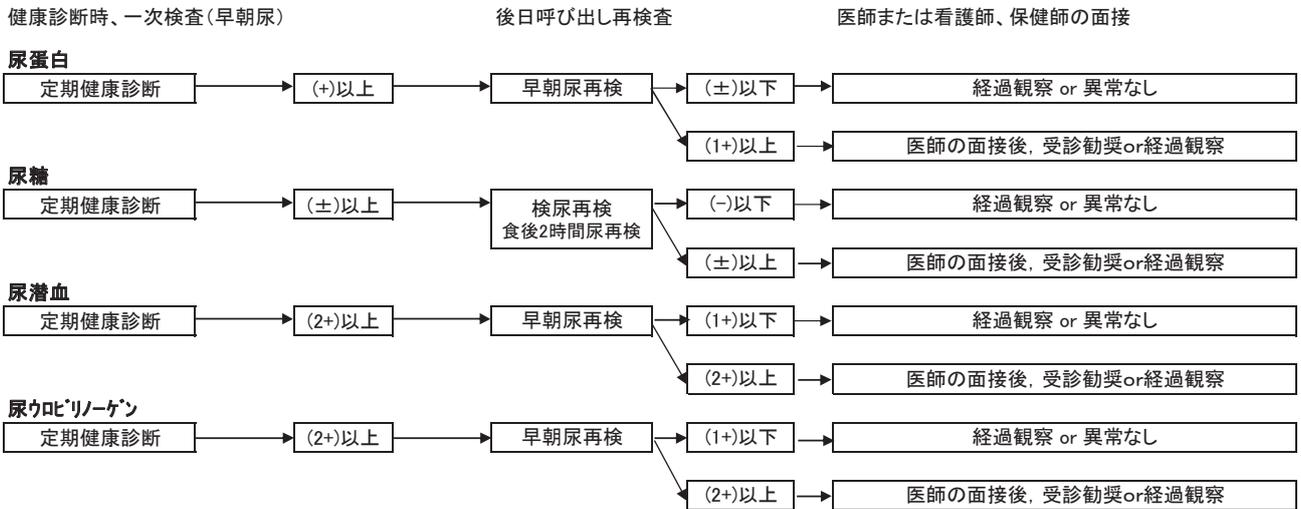


学部	学年	再検査受診状況			再検査の結果（指導区分）					2022年度 再検査の 受診率 (%)
		再検査者 (人)	受診者 (人)	再検査の 受診率 (%)	受診勧奨 (人)	経過観察 (人)	異常なし (人)	要継続医療 (人)	判定保留 (人)	
[学部学生]										
医学部	1	3	2	66.7	0	2	0	0	0	83.3
歯学部	1	5	4	80	1	3	0	0	0	100
教養部	小計	8	6	75	1	5	0	0	0	88
医学部	2	11	7	63.6	0	4	3	0	0	80
	3	1	1	100	1	0	0	0	0	100
	4	8	7	87.5	1	2	4	0	0	100
	5	3	2	66.7	0	1	1	0	0	100
	6	4	3	75	0	2	1	0	0	92.9
医学部	小計	27	20	74.1	2	9	9	0	0	95.6
歯学部	2	2	1	50	0	1	0	0	0	100
	3	1	1	100	0	1	0	0	0	50
	4	3	1	33.3	0	1	0	0	0	100
	5	3	1	33.3	0	0	1	0	0	71.4
	6	5	3	60	0	2	1	0	0	100
歯学部	小計	14	7	50	0	5	2	0	0	79.2
* 判定保留は再検査後の医師診察に未入室の者										
[大学院生等]										
大学院生等	小計	69	25	36.2	1	12	8	4	0	59.2
学生合計		118	58	49.2	4	31	19	4	0	75

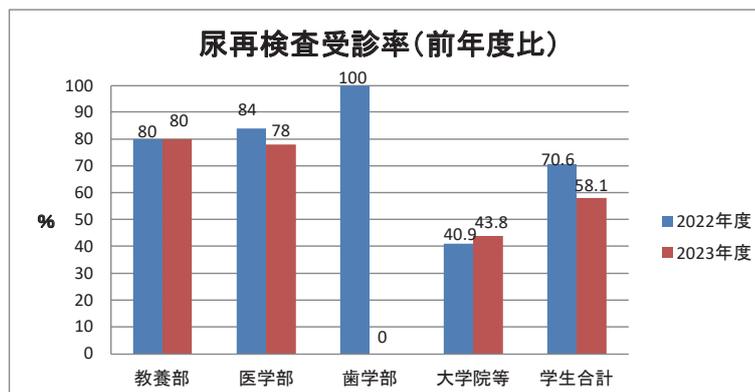


I - 2 学生一般定期健康診断

2023年度 学生一般定期健康診断 再検査（尿検査）



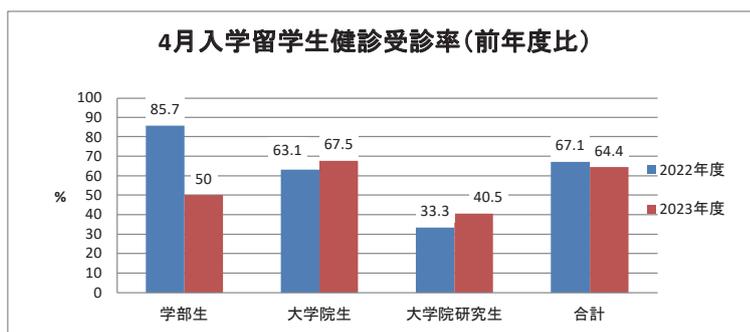
学部	学年	再検査受診状況			再検査の結果（指導区分）					2022年度 再検査の 受診率 (%)
		再検査者 (人)	受診者 (人)	再検査の 受診率 (%)	受診勧奨 (人)	経過観察 (人)	要継続医療 (人)	異常なし (人)	判定保留 (人)	
[学部学生]										
医学部	1	1	1	100	1	0	0	0	0	81.8
歯学科	1	4	3	75	0	1	0	2	0	75
教養部 小計		5	4	80	1	1	0	2	0	80
医学部	2	5	4	80	3	1	0	0	0	100
	3	7	6	85.7	0	3	1	2	0	75
	4	1	1	100	1	0	0	0	0	66.7
	5	3	2	66.7	0	0	0	2	0	100
	6	2	1	50	0	0	1	0	0	0
医学部 小計		18	14	77.8	4	4	2	4	0	84
歯学部	2	0	0	0	0	0	0	0	0	100
	3	1	0	0	0	0	0	0	0	100
	4	2	0	0	0	0	0	0	0	100
	5	0	0	0	0	0	0	0	0	100
	6	1	0	0	0	0	0	0	0	100
歯学部 小計		4	0	0	0	0	0	0	0	100
*判定保留は再検査後の医師診察に未来室の者										
[大学院生等]										
大学院生等 小計		16	7	43.8	0	4	0	3	0	40.9
学生合計		43	25	58.1	5	9	2	9	0	70.6



I - 3 留学生健康診断

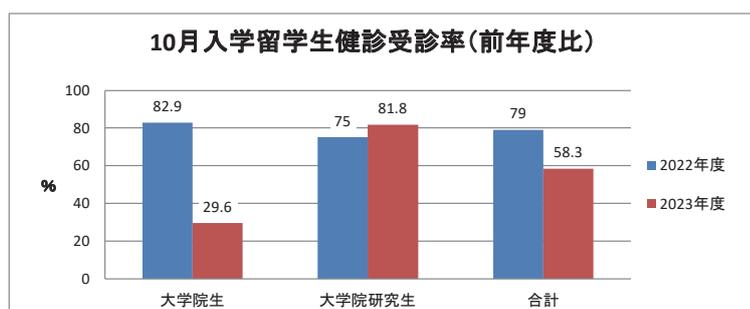
2023年度 留学生健康診断 受診率 (5月1日現在在学/5月学生定健時に実施)

	在籍者数 (人) ()内は女子 を内数で示す	受診者数 (人)	受診率 (%)	各項目別 受診結果									2022年度 受診率		
				胸部X線					血圧			検尿			
				異常なし (人)	経過観察 (人)	要再検査 (人)	要継続検査 (人)	未検 (人)	異常なし (人)	経過観察 (人)	要再検査 (人)	異常なし (人)		経過観察 (人)	要再検査 (人)
学部生	6 (5)	3	50	2	1	0	0	0	3	0	0	2	1	0	85.7
大学院生	354 (204)	239	67.5	211	22	4	0	2	184	33	22	202	34	3	63.1
大学院研究生	42 (25)	17	40.5	14	2	1	0	0	11	3	3	14	3	0	33.3
合計	402 (234)	259	64.4	227	25	5	0	2	198	36	25	218	38	3	67.1



2022年度 留学生健康診断 受診率 (10月入学生/10月に実施)

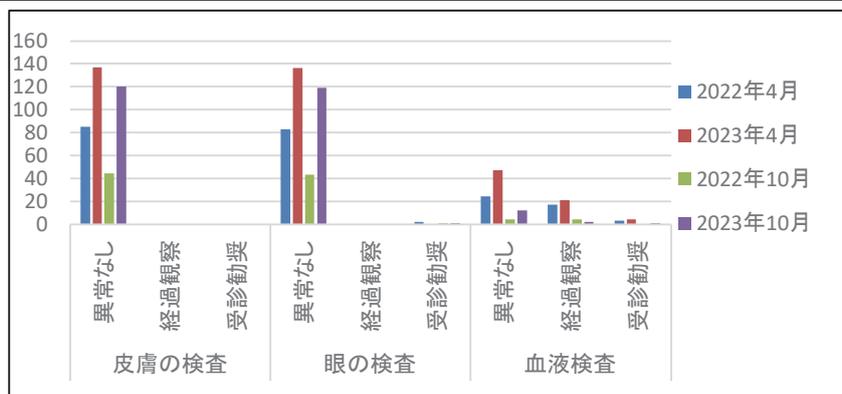
	在籍者数 (人) ()内は女子 を内数で示す	受診者数 (人)	受診率 (%)	各項目別 受診結果									2022年度 受診率		
				胸部X線					血圧			検尿			
				異常なし (人)	経過観察 (人)	要再検査 (人)	要継続検査 (人)	未検 (人)	異常なし (人)	経過観察 (人)	要再検査 (人)	異常なし (人)		経過観察 (人)	要再検査 (人)
大学院生	27 (10)	8	29.6	7	1	0	0	0	7	1	0	5	2	1	82.9
大学院研究生	33 (20)	27	81.8	25	2	0	0	0	22	5	0	15	12	0	75
合計	60 (30)	35	58.3	32	3	0	0	0	29	6	0	20	14	1	79



I - 4 特殊健康診断

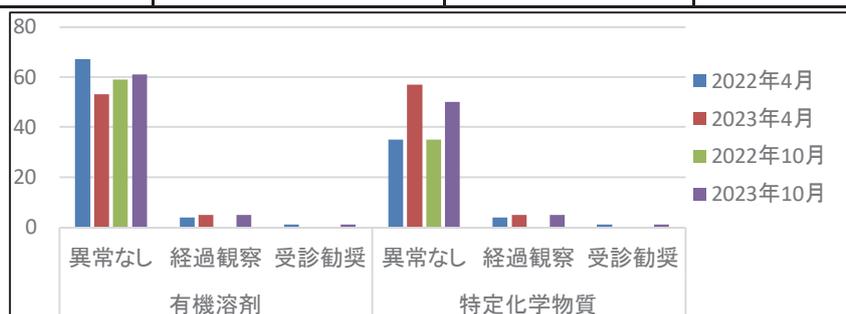
2023年度 放射線業務従事者健康診断 受診結果

		2023年4月	2023年10月
受診者数		137	120
皮膚の検査	異常なし	137 (100%)	120 (100%)
	経過観察	0 (0%)	0 (0%)
	受診勧奨	0 (0%)	0 (0%)
眼の検査	異常なし	136 (99.3%)	119 (99.2%)
	経過観察	0 (0%)	0 (0%)
	受診勧奨	0 (0%)	1 (0.8%)
血液検査	異常なし	47 (65.3%)	12 (80%)
	経過観察	21 (29.2%)	2 (13.3%)
	受診勧奨	4 (5.6%)	1 (7%)



2023年度 有機溶剤・特定化学物質健康診断 受診結果

		2023年4月	2023年10月
受診者数		120	123
有機溶剤	異常なし	53 (91.4%)	61 (91%)
	経過観察	5 (8.6%)	5 (7.5%)
	受診勧奨	0 (0%)	1 (1.5%)
特定化学物質	異常なし	57 (91.9%)	50 (89.3%)
	経過観察	5 (8%)	5 (8.9%)
	受診勧奨	0 (0%)	1 (1.8%)



Ⅱ 職員健康診断

Ⅱ-1 職員一般定期健康診断

- ・受診状況推移（2019年～2023年）
- ・受診率
- ・受診結果(血液)
- ・受診結果(聴力)
- ・受診結果(心電図)
- ・二次検査(胸部 X 線)
- ・再検査(血圧)
- ・再検査(尿)

Ⅱ-2 がん検診

- ・胃がん検査、肺がん検査、大腸がん検査、（40歳以上の職員で希望する者）

Ⅱ-3 特殊健康診断

- ・放射線業務従事者健康診断
- ・有機溶剤・特定化学物質健康診断
- ・じん肺健康診断

Ⅱ-4 特定業務従事者健康診断

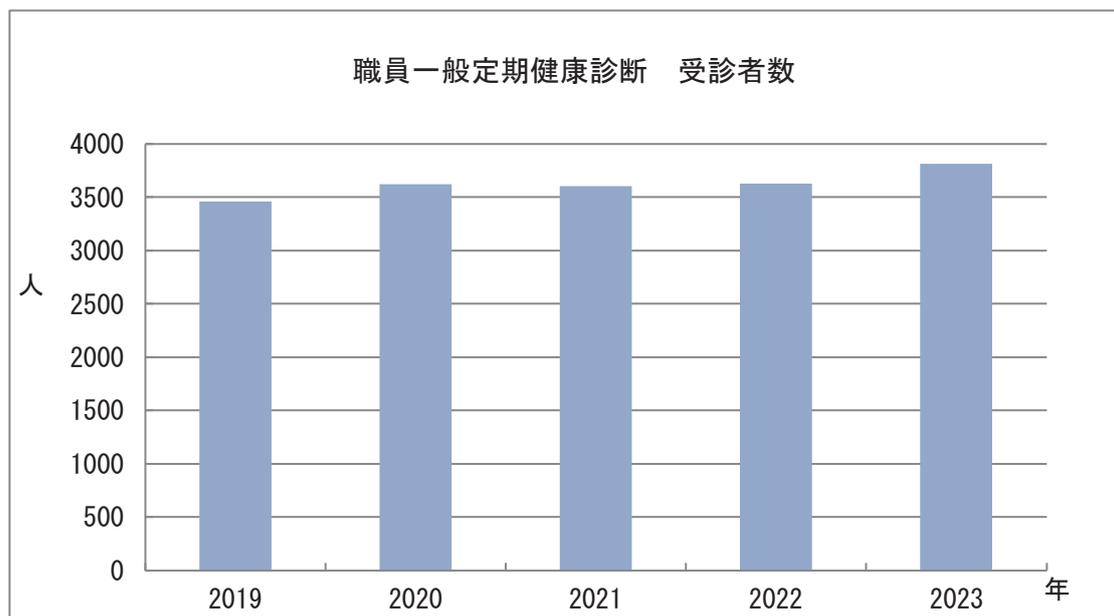
- ・深夜業務従事者健康診断
- ・ホルムアルデヒド・EOGガス健康診断
- ・放射線業務従事者健康診断

Ⅱ-5 その他の健康診断

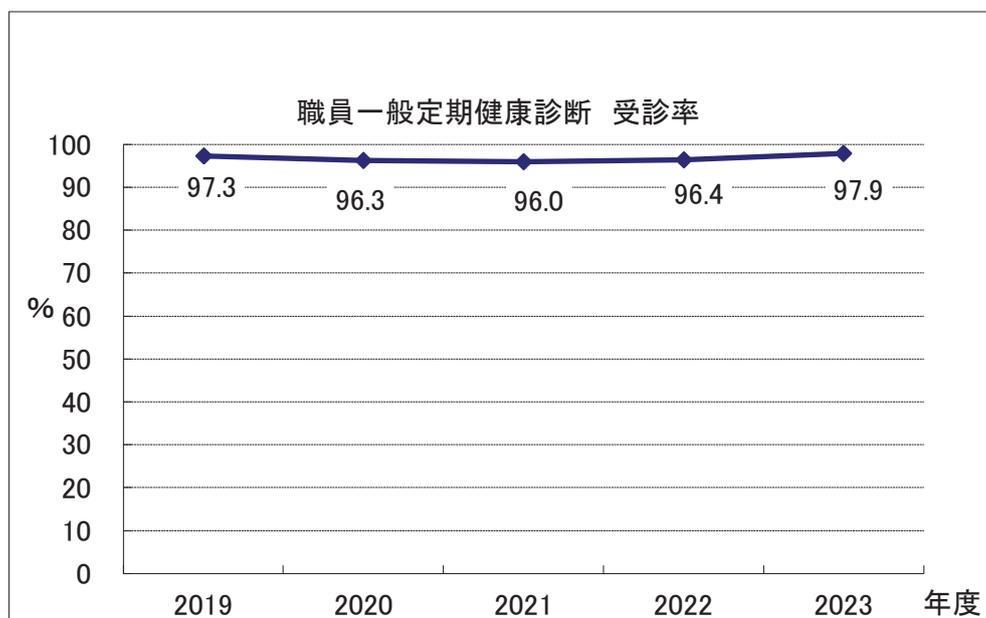
- ・理学療法業務従事者健康診断

Ⅱ－１ 職員一般定期健康診断

職員一般定期健康診断 受診状況推移（2019年～2023年）



年度(年)	2019	2020	2021	2022	2023
受診者数(人)	3461	3620	3604	3630	3816



2019年度からの職員一般定期健康診断の推移である。受診率は2022年度より増加傾向がみられ、受診率100%を目指して受診方法などを含め検討していく。

Ⅱ－１ 職員一般定期健康診断

2023年度 職員一般定期健康診断 受診率

所属	在籍者数（人）	受診者数（人）	受診率（％）
	A	B	B/A
事務局	181（ 89 ）	165（ 83 ）	91.2（ 93.3 ）
大学院医歯学総合研究科	531（ 198 ）	512（ 188 ）	96.4（ 94.9 ）
大学院保健衛生学研究科	34（ 30 ）	33（ 30 ）	97.1（ 100 ）
医学部	26（ 19 ）	26（ 19 ）	100（ 100 ）
歯学部	16（ 11 ）	12（ 8 ）	75.0（ 72.7 ）
病院	2,578（ 1795 ）	2,576（ 1794 ）	99.9（ 99.9 ）
生体材料工学研究所	52（ 10 ）	44（ 10 ）	84.6（ 100 ）
難治疾患研究所	98（ 44 ）	89（ 44 ）	90.8（ 100 ）
統合教育機構	89（ 43 ）	84（ 41 ）	94.4（ 95 ）
統合研究機構	85（ 47 ）	82（ 44 ）	96.5（ 93.6 ）
統合国際機構	28（ 19 ）	28（ 19 ）	100（ 100 ）
統合情報機構	38（ 9 ）	38（ 9 ）	100（ 100 ）
統合イノベーション機構	53（ 22 ）	45（ 19 ）	84.9（ 86.4 ）
その他の部局	87（ 37 ）	82（ 36 ）	94.3（ 97.3 ）
職員合計	3,896（ 2,373 ）	3,816（ 2,344 ）	97.9（ 98.8 ）

※（ ）内は女子を内数で示す

Ⅱ－1 職員一般定期健康診断

2023年度 職員一般定期健康診断 受診結果（血液）

○ 対象者：35歳及び40歳以上の職員

	2022年度	2023年度
受診者数	1,531	1,601
異常なし	451 (28.2 %)	458 (28.6 %)
経過観察	572 (35.7 %)	699 (43.7 %)
受診勧奨	508 (31.7 %)	444 (27.7 %)

2023年度 職員一般定期健康診断 受診結果（聴力）

○ 対象者：35歳及び40歳以上の職員

	2022年度	2023年度
受診者数	1,533	1,602
異常なし	1,485 (96.9 %)	1,547 (96.6 %)
経過観察	48 (3.1 %)	55 (3.4 %)

2023年度 職員一般定期健康診断 受診結果（心電図）

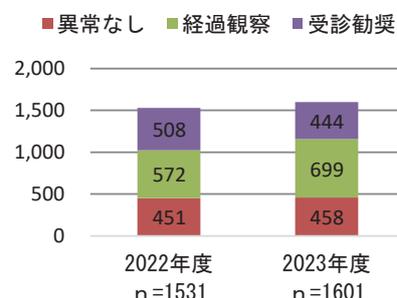
○ 対象者：35歳及び40歳以上の職員

	2022年度	2023年度
受診者数	1,532	1,601
異常なし	1,168 (76.2 %)	1,230 (76.8 %)
経過観察	346 (22.6 %)	344 (21.5 %)
要継続医療	0 (0 %)	1 (0.1 %)
受診勧奨	18 (1.1 %)	26 (1.6 %)

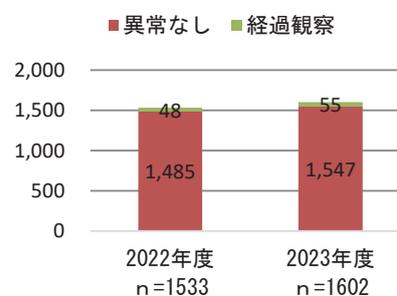
心電図有所見者の内訳

2022年度		2023年度	
不完全右脚ブロック	51	不完全右脚ブロック	57
平低T波	34	平低T波	29
異所性心房調律	21	完全右脚ブロック	26
完全右脚ブロック	20	異所性心房調律	25
R波減高	18	R波減高	22
左軸偏位	17	左軸偏位	20
PR短縮	16	PR短縮	18
ST低下	15	第1度房室ブロック	18
心室性期外収縮	15	心室内伝導遅延	15
第1度房室ブロック	15	洞性徐脈 HR 43	14
右軸偏位	14	上室性期外収縮	13
高電位	14	左房負荷	11
洞性徐脈	12	心室性期外収縮	11
左房負荷	11	ST低下	10
洞性頻脈	11	洞性頻脈	10
その他の所見	80	その他の所見	72
合計	364	合計	371

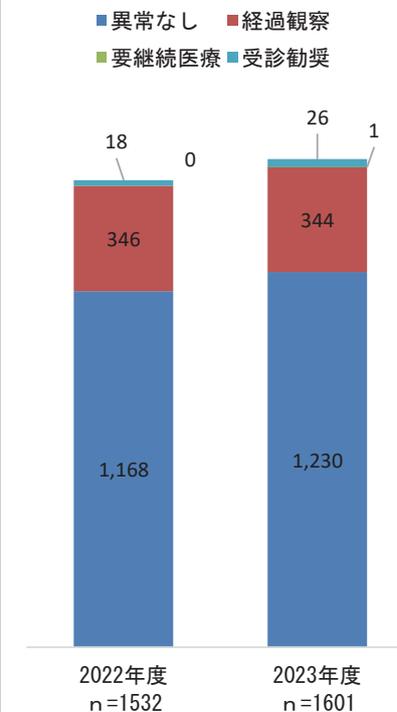
受診結果（血液検査）



受診結果（聴力検査）



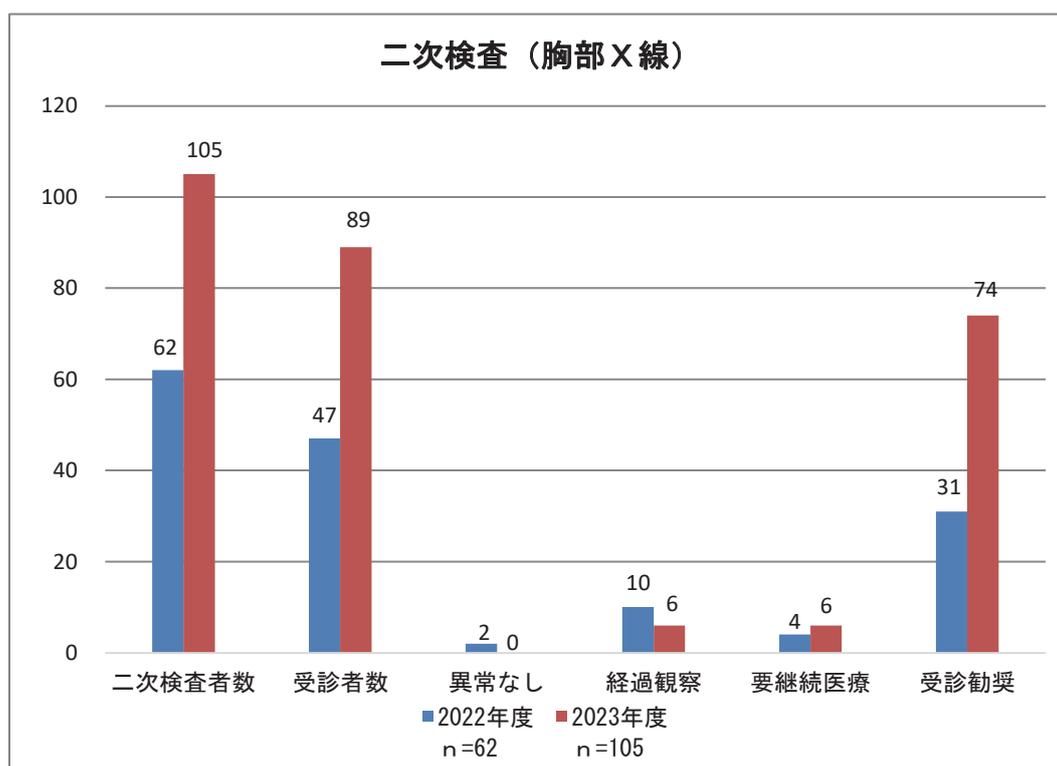
受診結果（心電図検査）



Ⅱ－1 職員一般定期健康診断

2023年度 職員一般定期健康診断 二次検査（胸部X線）

		2022年度	2023年度
二次検査者数		62	105
受診者数		47 (75.8 %)	89 (84.8 %)
二次検査判定結果	異常なし	2 (4.3 %)	0 (0 %)
	経過観察	10 (21.3 %)	6 (6.7 %)
	要継続医療	4 (8.5 %)	6 (6.7 %)
	受診勧奨	31 (66 %)	74 (83.1 %)

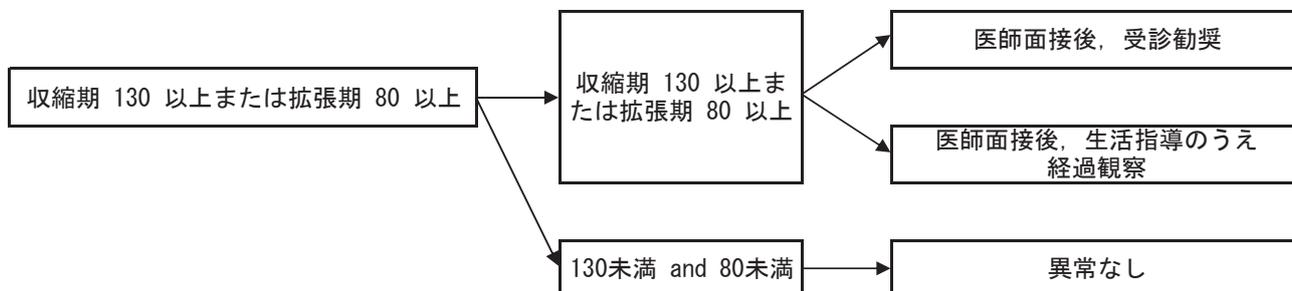


Ⅱ－1 職員一般定期健康診断

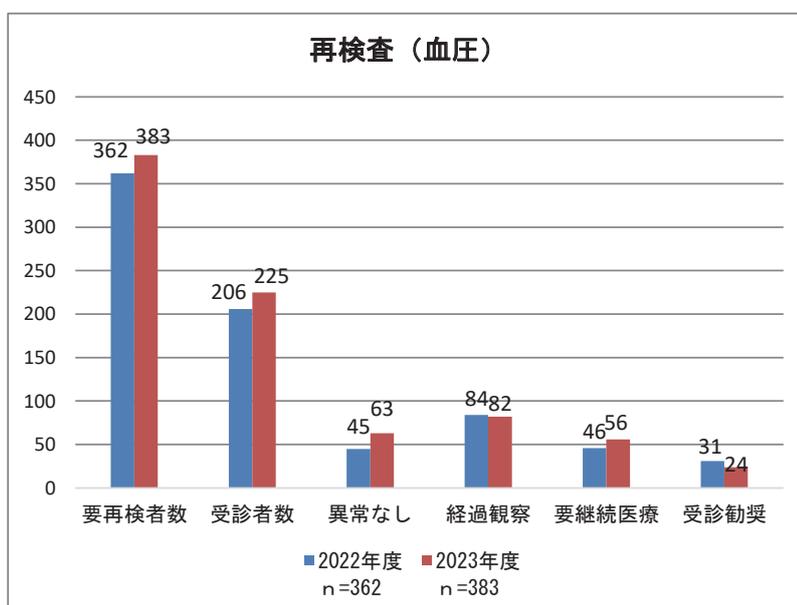
2023年度 職員一般定期健康診断 再検査（血圧）

健康診断時、血圧測定

再検査（後日呼出し再検査） 医師または看護師、保健師の面接

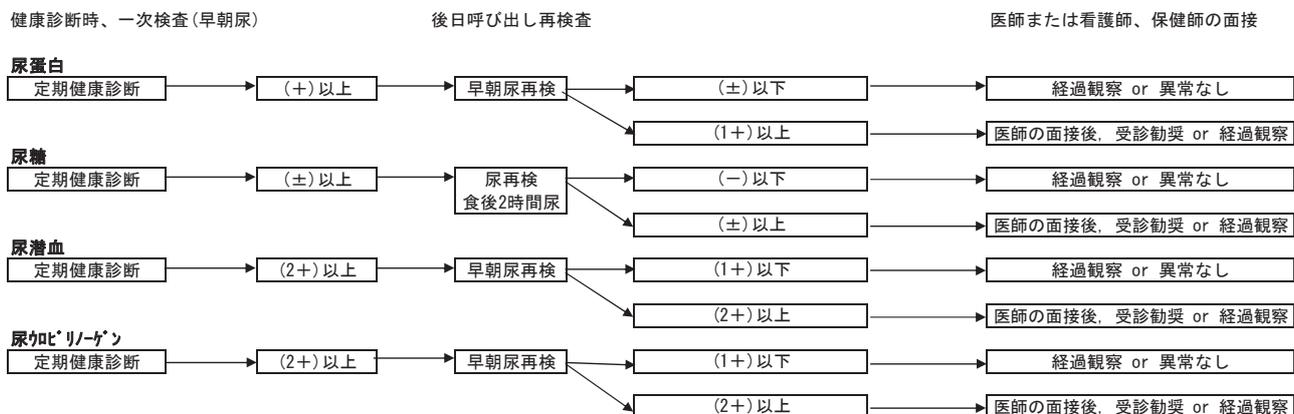


		2022年度	2023年度
要再検者数		362	383
受診者数		206 (56.9 %)	225 (58.7 %)
再検査判定結果	異常なし	45 (21.8 %)	63 (28 %)
	経過観察	84 (40.8 %)	82 (36.4 %)
	要継続医療	46 (22.3 %)	56 (24.9 %)
	受診勧奨	31 (15 %)	24 (10.7 %)

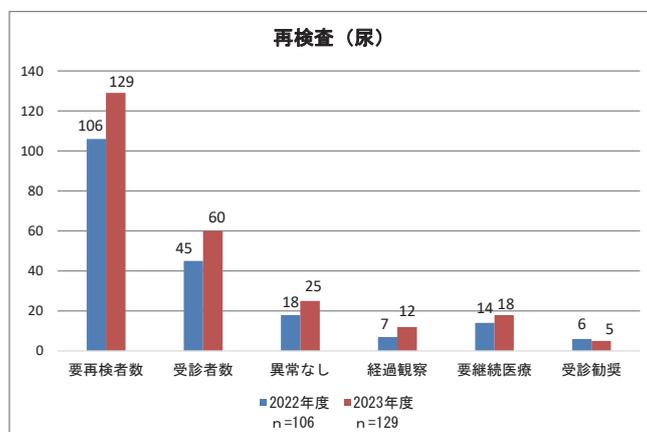


Ⅱ－１ 職員一般定期健康診断

2023年度 職員一般定期健康診断 再検査（尿検査）



		2022年度	2023年度
要再検査者数		106	129
受診者数		45 (42.5 %)	60 (46.5 %)
再検査結果判定	異常なし	18 (40 %)	25 (41.7 %)
	経過観察	7 (15.6 %)	12 (20 %)
	要継続医療	14 (31.1 %)	18 (30 %)
	受診勧奨	6 (13.3 %)	5 (8.3 %)



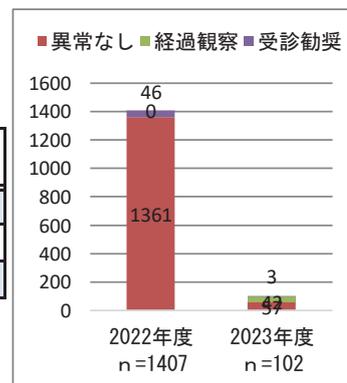
Ⅱ－２ がん検診

2023年度 胃がん検査（胃部X線）

○ 対象者：40歳以上の職員（受診者数 102人）

判定	該当者人数	該当割合(%)
異常なし	57	55.9
経過観察	42	41.2
受診勧奨	3	2.9

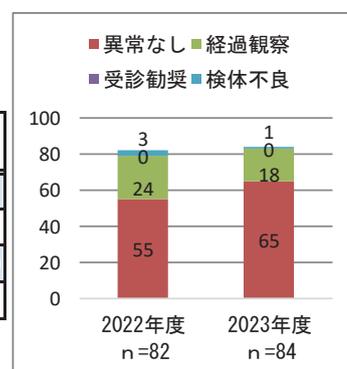
※2023年度は対象者のうち、希望者に対し胃透視検査
2022年度は対象者のうち、職員一般定期健康診断を受診した者に対しPG検査



2023年度 肺がん検査（喀痰細胞診）

○ 対象者：40歳以上の職員のうち希望者（受診者数 84人）

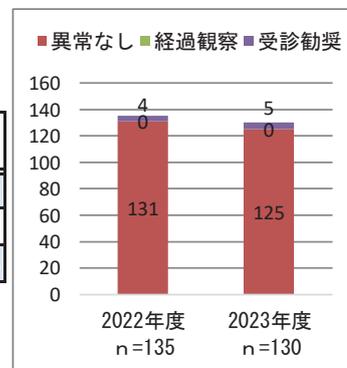
判定	該当者人数	該当割合(%)
異常なし	65	77.4
経過観察	18	21.4
受診勧奨	0	0
検体不良	1	1.2



2023年度 大腸がん検査（便潜血）

○ 対象者：40歳以上の職員のうち希望者（受診者数 130人）

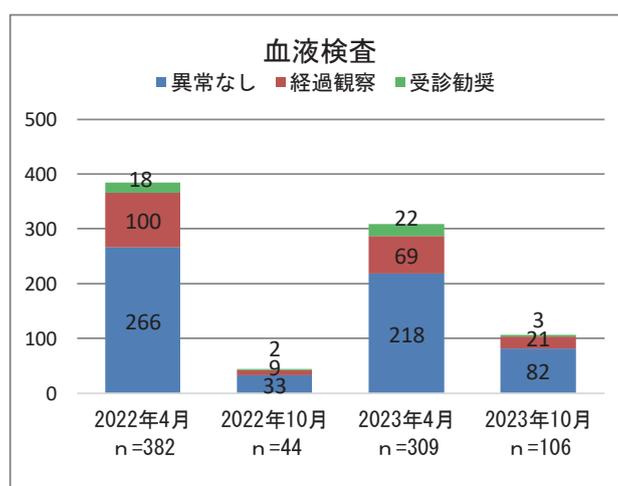
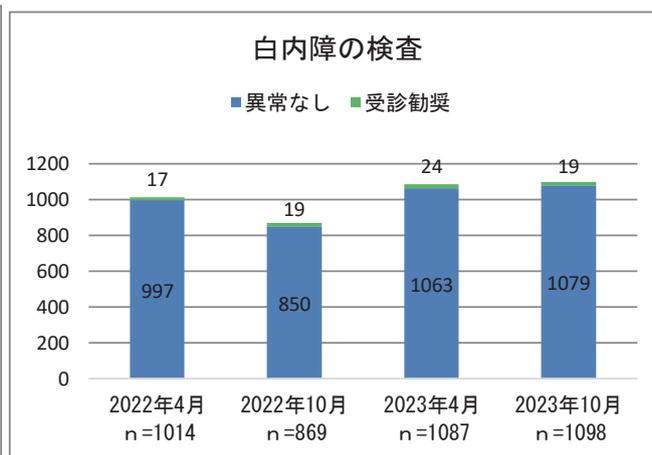
判定	該当者人数	該当割合(%)
異常なし	125	96.2
経過観察	0	0
受診勧奨	5	3.8



Ⅱ－３ 特殊健康診断

2023年度 放射線業務従事者健康診断 受診結果

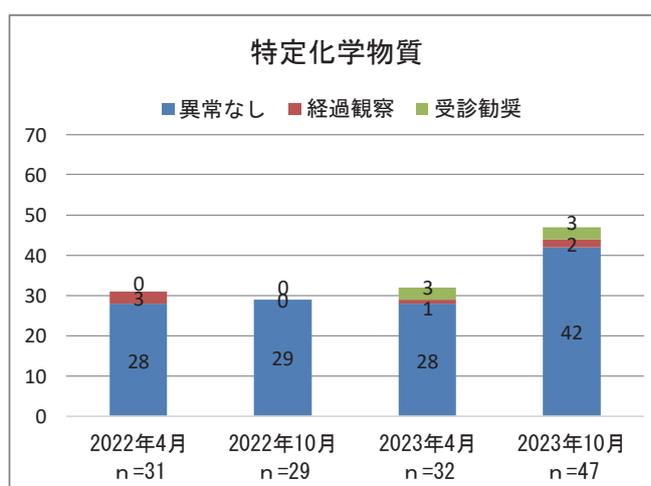
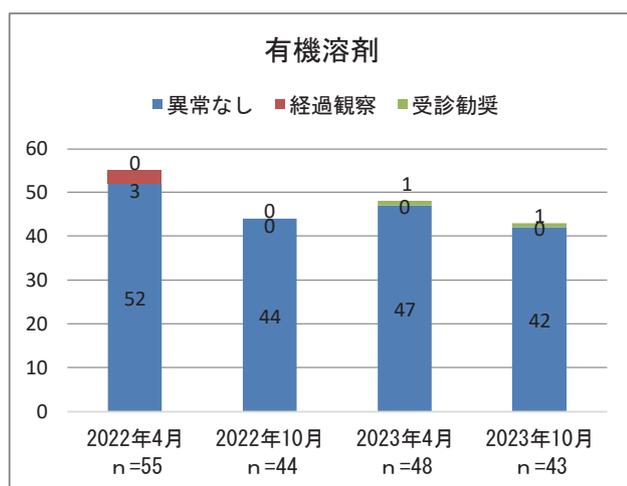
		4月	割合 (%)	10月	割合 (%)
受診者数		1,087	-	1,098	-
皮膚の検査	異常なし	1,083	99.6	1,095	99.7
	受診勧奨	4	0.4	3	0.3
白内障の検査	異常なし	1,063	97.8	1,079	98.3
	受診勧奨	24	2.2	19	1.7
血液検査	対象者数	309	-	106	-
	異常なし	218	70.6	82	77.4
	経過観察	69	22.3	21	19.8
	受診勧奨	22	7.1	3	2.8



Ⅱ－3 特殊健康診断

2023年度 有機溶剤・特定化学物質健康診断 受診結果

		4月	割合 (%)	10月	割合 (%)
対象者数		74	-	70	-
有機溶剤	受診者数	48	-	43	-
	異常なし	47	97.9	42	97.7
	経過観察	0	0	0	0
	受診勧奨	1	2.1	1	2.3
特定化学物質	受診者数	32	-	47	-
	異常なし	28	87.5	42	89.4
	経過観察	1	3.1	2	4.2
	受診勧奨	3	9.4	3	6.4



Ⅱ－３ 特殊健康診断

2023年度 じん肺健康診断 受診結果

- 対象者：
・じん肺法施行規則第二条に該当する粉じん作業に常時従事している職員
・歯科技工業務に常時従事している職員
※常時…6ヵ月平均で週1回以上

対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	じん肺管理区分	
29	28	96.6	管理1	28
			管理2	0
			管理3	0
			管理4	0

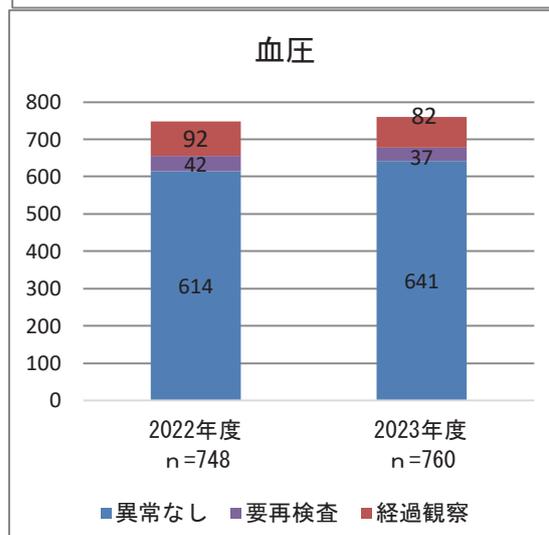
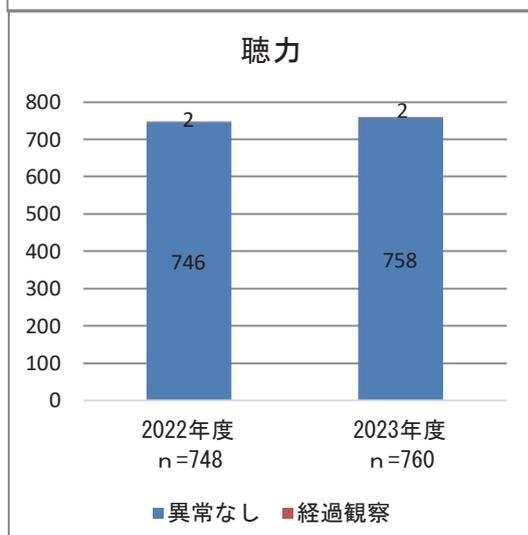
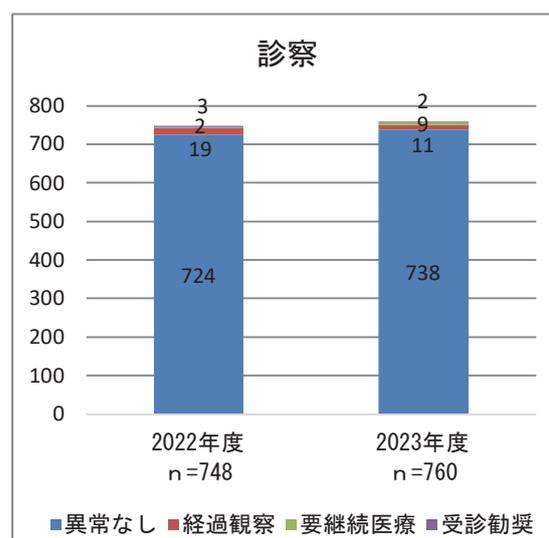
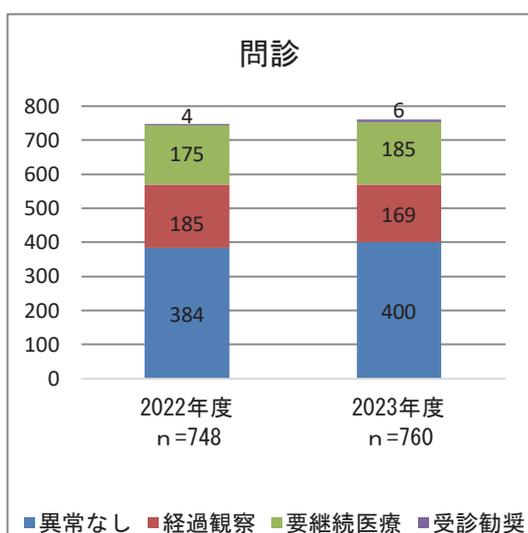
*対象者数及び受診者数は、延べ人数

Ⅱ－４ 特定業務従事者健康診断

2023年度 深夜業務従事者健康診断 受診結果 (1/2)

○受診者数 760

項目	判定	該当者人数	割合(%)
問診	異常なし	400	52.7
	経過観察	169	22.2
	要継続医療	185	24.3
	受診勧奨	6	0.8
診察	異常なし	738	97.1
	経過観察	11	1.4
	要継続医療	9	1.2
	受診勧奨	2	0.3
聴力	異常なし	758	99.7
	経過観察	2	0.3
血圧	異常なし	641	84.3
	経過観察	82	10.8
	要再検査	37	4.9

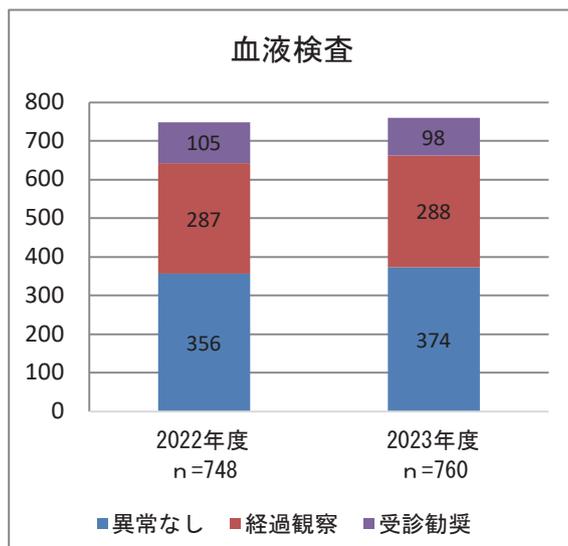
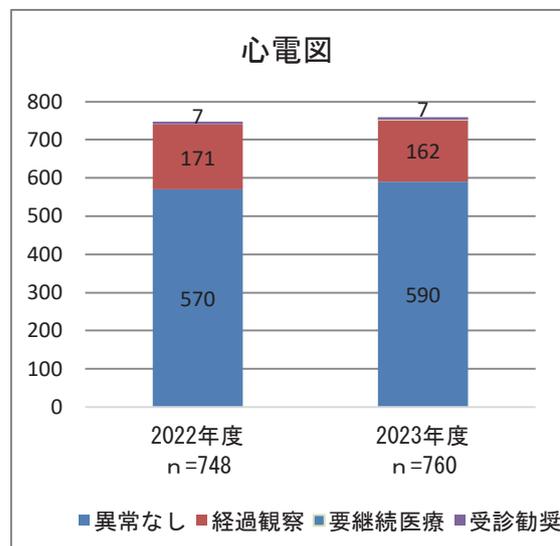
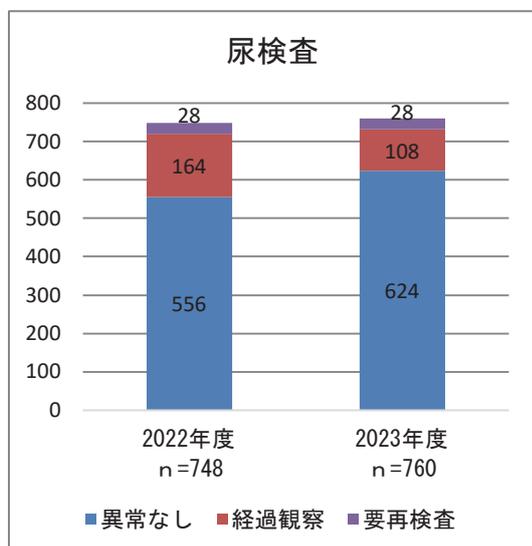


Ⅱ－４ 特定業務従事者健康診断

2023年度 深夜業務従事者健康診断 受診結果 (2/2)

○受診者数 760

項目	判定	該当者人数	割合(%)
尿検査	異常なし	624	82.1
	経過観察	108	14.2
	要再検査	28	3.7
心電図	異常なし	590	77.7
	経過観察	162	21.3
	要継続医療	1	0.1
	受診勧奨	7	0.9
血液検査	異常なし	374	49.2
	経過観察	288	37.9
	受診勧奨	98	12.9

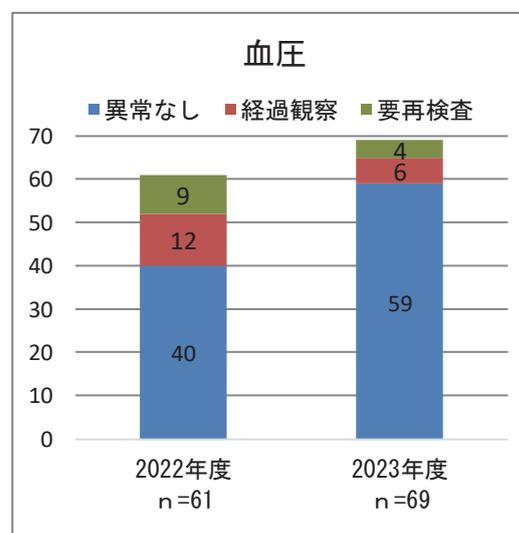
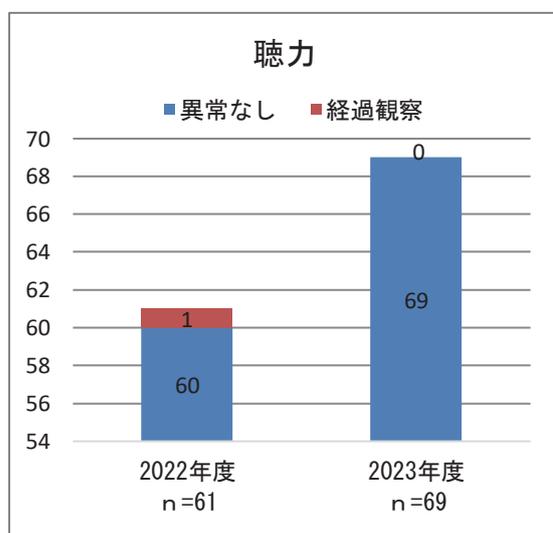
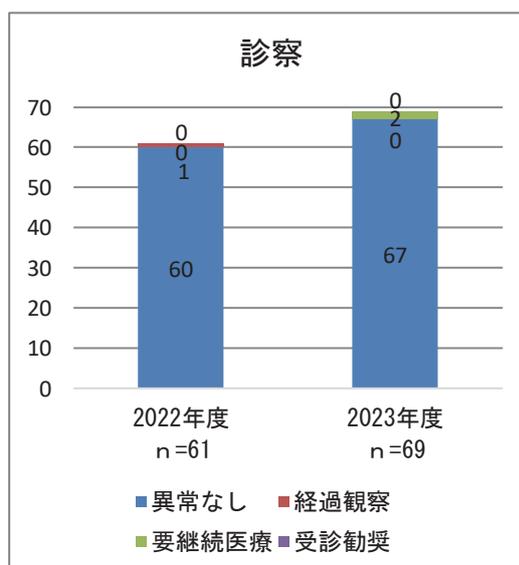
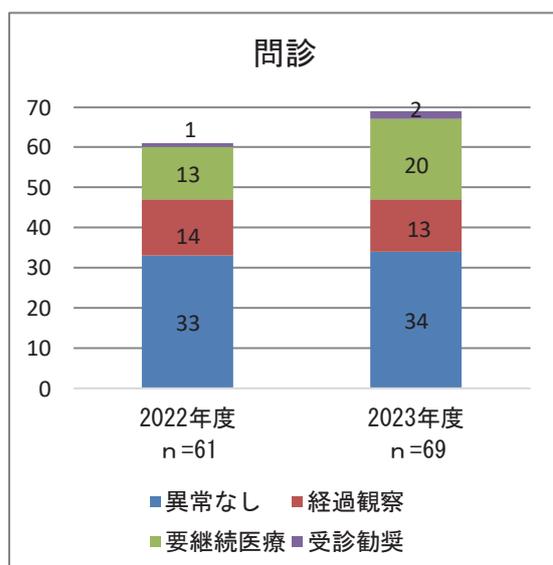


Ⅱ－４ 特定業務従事者健康診断

2023年度 ホルムアルデヒド・E O Gガス健康診断 受診結果 (1/2)

○受診者数 69

項目	判定	該当者人数	割合(%)
問診	異常なし	34	49.3
	経過観察	13	18.8
	要継続医療	20	29
	受診勧奨	2	2.9
診察	異常なし	67	97.1
	経過観察	0	0
	要継続医療	2	2.9
	受診勧奨	0	0
聴力	異常なし	69	100
	経過観察	0	0
血圧	異常なし	59	85.5
	経過観察	6	8.7
	要再検査	4	5.8

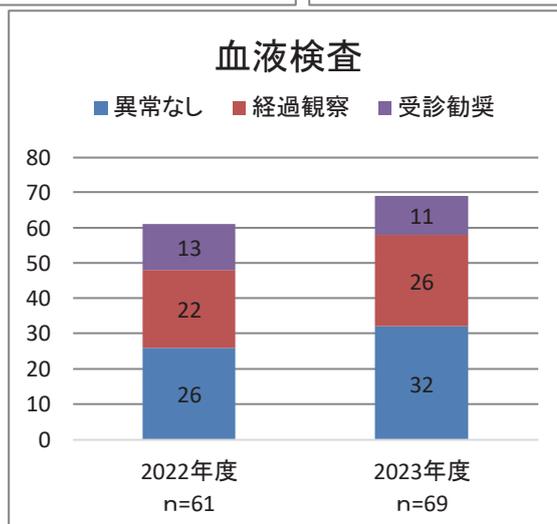
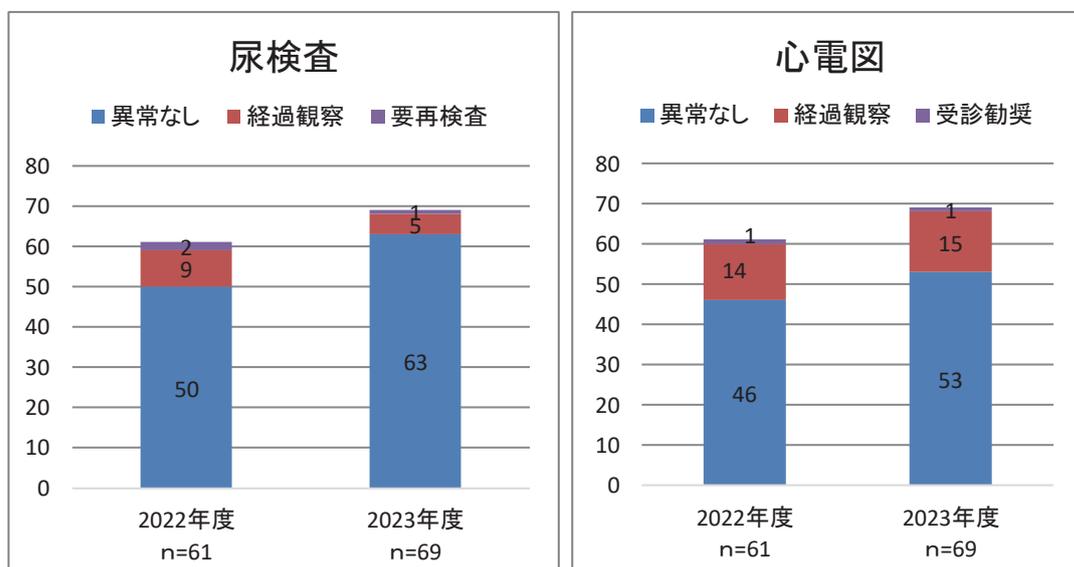


Ⅱ－４ 特定業務従事者健康診断

2023年度 ホルムアルデヒド・EOGガス健康診断 受診結果 (2/2)

○受診者数 69

項目	判定	該当者人数	割合(%)
尿検査	異常なし	63	91.3
	経過観察	5	7.2
	要再検査	1	1.4
心電図	異常なし	53	76.8
	経過観察	15	21.7
	受診勧奨	1	1.4
血液検査	異常なし	32	46.4
	経過観察	26	37.7
	受診勧奨	11	15.9

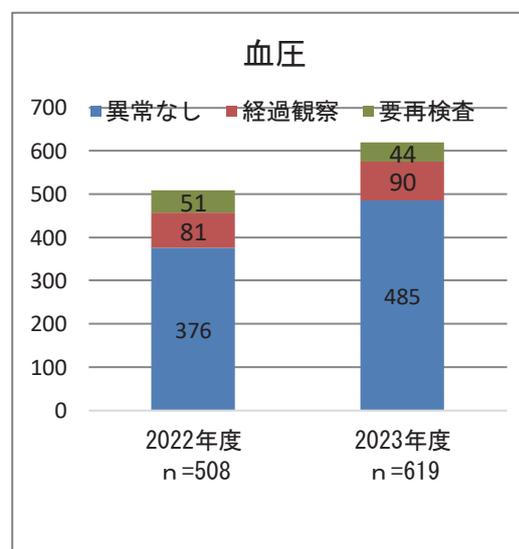
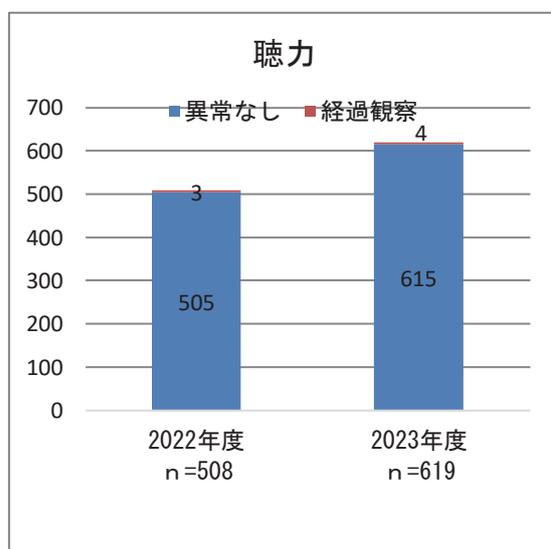
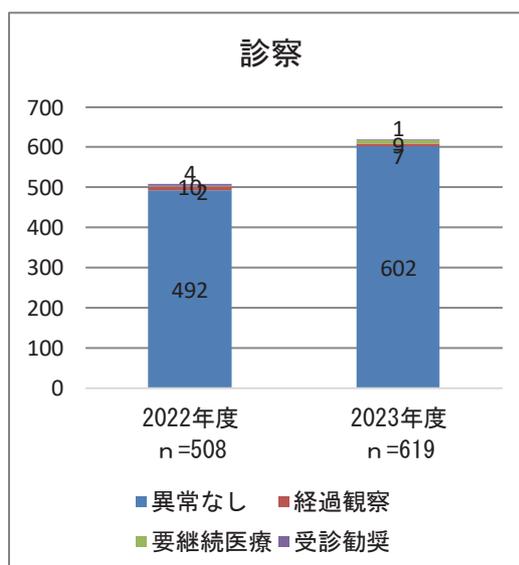
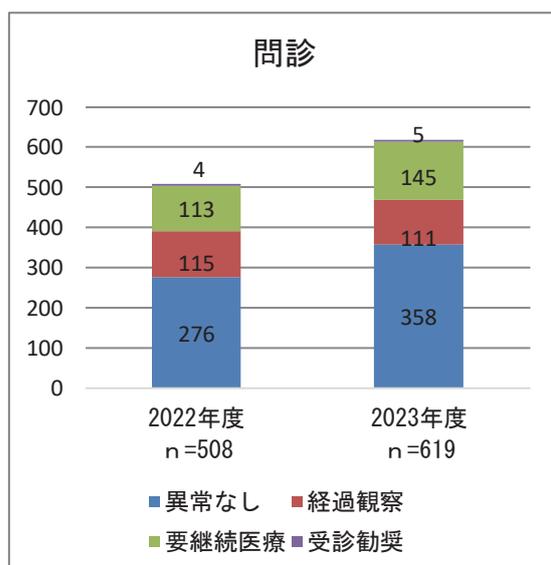


Ⅱ－４ 特定業務従事者健康診断

2023年度 放射線業務従事者健康診断 受診結果 (1/2)

○受診者数 619

項目	判定	該当者人数	割合(%)
問診	異常なし	358	57.9
	経過観察	111	17.9
	要継続医療	145	23.4
	受診勧奨	5	0.8
診察	異常なし	602	97.3
	経過観察	7	1.1
	要継続医療	9	1.5
	受診勧奨	1	0.1
聴力	異常なし	615	99.4
	経過観察	4	0.6
血圧	異常なし	485	78.4
	経過観察	90	14.5
	要再検査	44	7.1



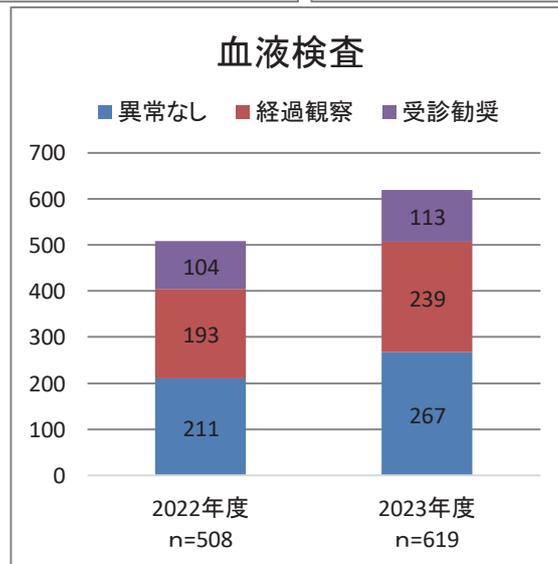
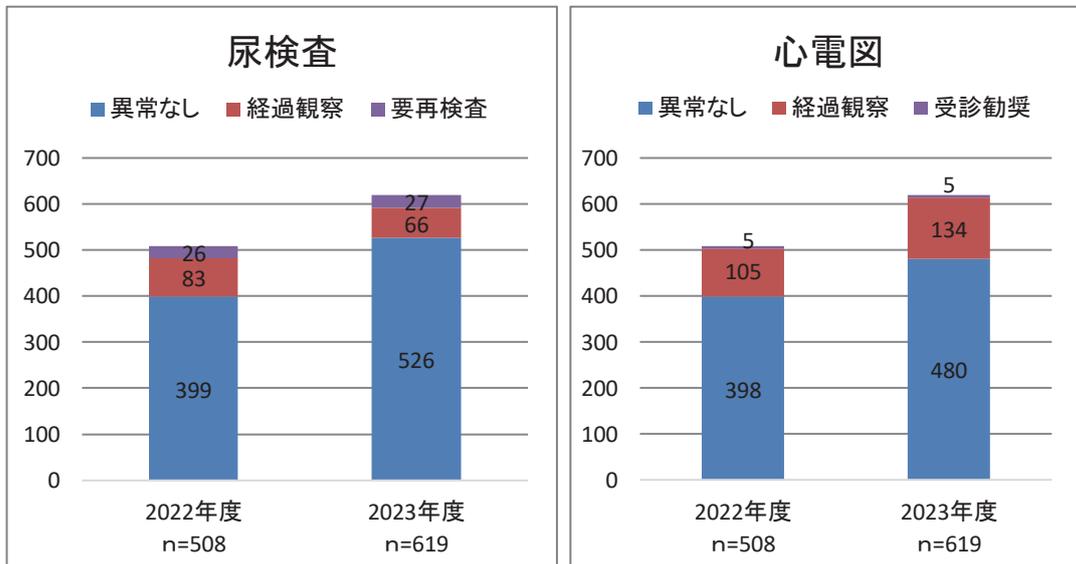
Ⅱ－４ 特定業務従事者健康診断

2023年度 放射線業務従事者健康診断 受診結果 (2/2)

○受診者数

619

項目	判定	該当者人数	割合 (%)
尿検査	異常なし	526	85
	経過観察	66	10.6
	要再検査	27	4.4
心電図	異常なし	480	77.5
	経過観察	134	21.7
	受診勧奨	5	0.8
血液検査	異常なし	267	43.1
	経過観察	239	38.6
	受診勧奨	113	18.3



Ⅱ－５ その他の健康診断

2023年度 理学療法業務従事者健康診断 受診結果

		対象者数	受診者数	受診率 (%)	判定	該当者人数	該当割合 (%)
理学療法業務従事者	前期	32	32	100	異常なし	27	84.4
					経過観察	4	12.5
					要継続医療	1	3.1
	後期	32	32	100	異常なし	26	81.2
					経過観察	3	9.4
					要継続医療	3	9.4

●理学療法業務従事者健康診断：問診・診察

Ⅲ 健康保健業務報告

Ⅲー1 保健管理センター利用状況推移

- ・利用状況推移（2019年～2023年）

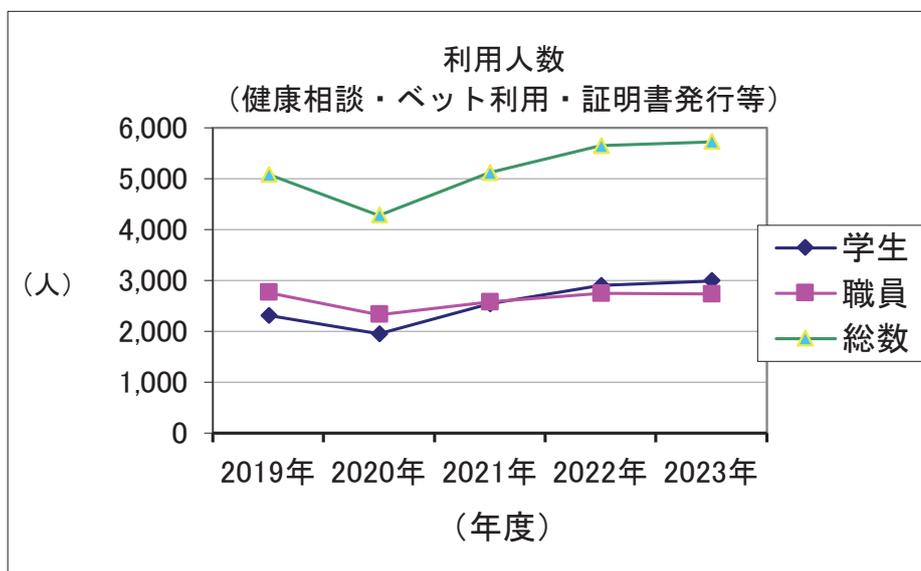
Ⅲー2 保健管理センター利用状況

- ・利用状況（湯島地区／国府台地区）
- ・紹介状発行件数（湯島地区）

Ⅲ－１ 保健管理センター利用状況推移

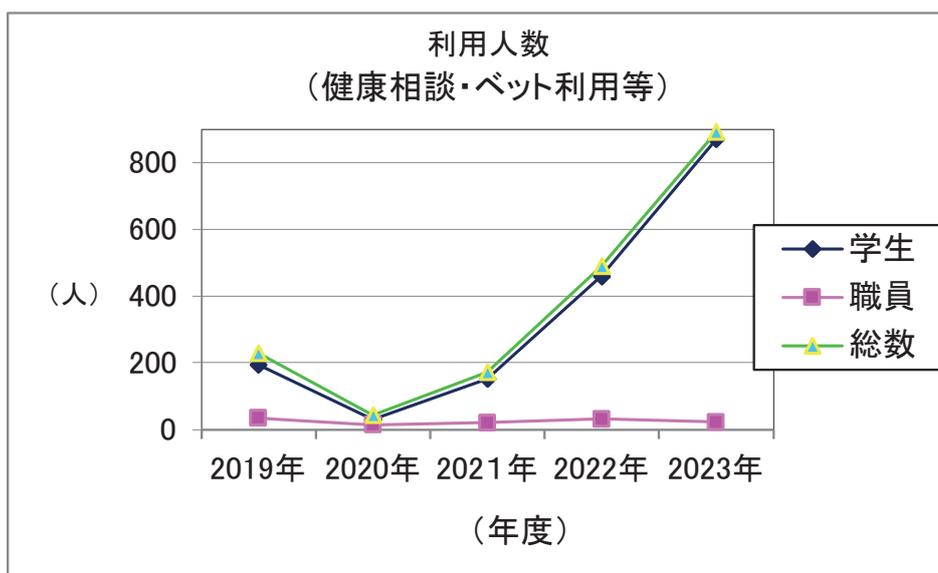
利用状況推移（2019年～2023年）

湯島地区



	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
学生	2,313	1,953	2,545	2,899	2,991
職員	2,763	2,332	2,572	2,743	2,734
総数	5,076	4,285	5,117	5,642	5,725

国府台地区



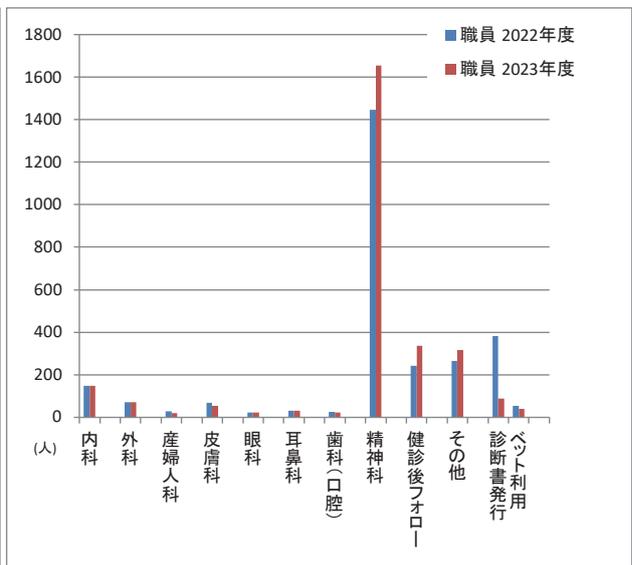
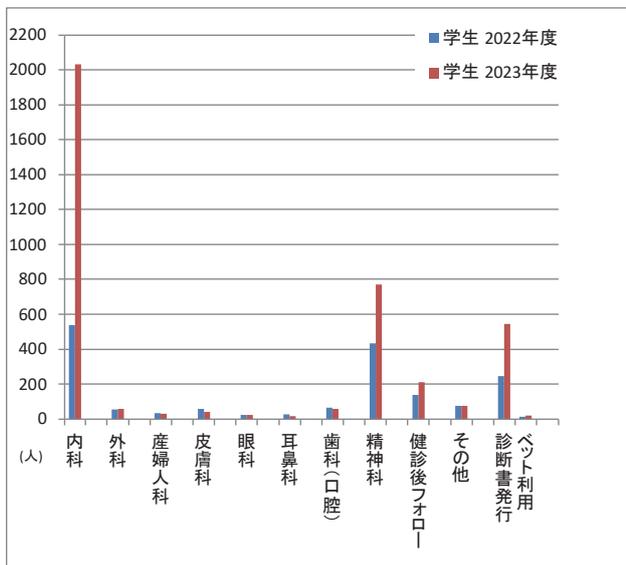
	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
学生	194	30	152	459	871
職員	35	14	20	31	22
総数	229	44	172	490	893

Ⅲ－２ 保健管理センター利用状況

2023年度 利用状況（白＝湯島地区、青＝国府台地区）

相談内容 月別・区分	内科系		外科系 (整形含む)		産婦人科	皮膚科 (外傷含む)		眼科	耳鼻科	歯科 (口腔含む)	精神科 (カウンセリング含む)	健診後フォロー (保健指導含む)	その他 (復職面接、過重労働面接など)	証明書発行 (湯島のみ)	※相談と併用して合計には含まず	湯島小計	国府台小計	合計									
	学生	職員	学生	職員		学生	職員	学生	職員	学生	職員	学生	職員	学生	職員												
4	56	10	15	5	1	1	1	4	2	4	70	2	9	44	3	194	45	439									
5	94	7	22	1	6	1	2	3	4	6	81	5	16	25	1	241	44	504									
6	156	12	110	2	1	7	1	1	5	6	101	4	15	29	6	329	131	737									
7	134	9	100	2	1	5	1	2	5	5	100	64	5	49	1	377	126	724									
8	112	6	16	6	2	3	1	1	2	86	6	6	18		237	16	457										
9	170	5	88	6	1	3	1	2	6	91	16	3	7	19	323	91	655										
10	154	25	112	8	4	1	4	2	2	80	2	1	6	4	261	120	613										
11	112	19	93	3	3	4	4	3	2	37	1	5	11	5	187	105	583										
12	101	11	80	4	1	5	3	1	1	37	1	3	5	16	181	83	525										
1	111	10	84	5	2	3	1	2	1	17			2	31	177	85	469										
2	52	12	23	5	3	2	1	1		6	34	1	2	57	159	23	392										
3	36	15	2	3	2	2	3	2	2	28		2	3	247	325	2	520										
小計	1288	743	54	5	28	2	37	5	21	2	15	0	60	0	762	7	105	107	77	0	544	21	4	2991	871	6618	
	2031		59		30		42		23		15		60		769		212		77		544		25		3862		
	141	6	71	0	18	0	49	4	21	0	31	0	21	0	1654	1	326	11	315	0	87	39	0	2734	22		
職員	147		71		18		53		21		31		21		1655		337		315		87		39		2756		
総計	1429	749	125	5	46	2	86	9	42	2	46	0	81	0	2416	8	431	118	392	0	631	60	4	5725	893	6618	
	2178		130		48		95		44		46		81		2424		549		392		631		64		6618		

空欄は(0)を示す。



Ⅲ－２ 保健管理センター利用状況

2023年度 紹介状発行件数（湯島地区）

診療科 月別・区分		本学病院	本学病院以外	小計	合計
		4	学生	11	5
	職員	23	12	35	
5	学生	25	6	31	60
	職員	26	3	29	
6	学生	22	8	30	75
	職員	27	18	45	
7	学生	47	10	57	84
	職員	21	6	27	
8	学生	11	5	16	37
	職員	14	7	21	
9	学生	22	2	24	68
	職員	35	9	44	
10	学生	16	7	23	111
	職員	69	19	88	
11	学生	21	2	23	78
	職員	37	18	55	
12	学生	19	5	24	61
	職員	26	11	37	
1	学生	14	1	15	37
	職員	15	7	22	
2	学生	17	2	19	49
	職員	24	6	30	
3	学生	11	3	14	44
	職員	24	6	30	
小計	学生	236	56	292	755
	職員	341	122	463	
総計		577	178	755	

IV 精神保健業務報告

IV—1 新入生の精神保健

- ・精神科医による面接結果
- ・全般式健康度調査によるスクリーニング検査結果

IV—2 学生・職員の精神保健に関する相談状況

- ・学生の相談件数内訳
- ・メンタルヘルス相談件数の推移(2019年～2023年)

IV—3 職員復帰支援

- ・職場復帰支援制度の現状

IV-1 新入生の精神保健

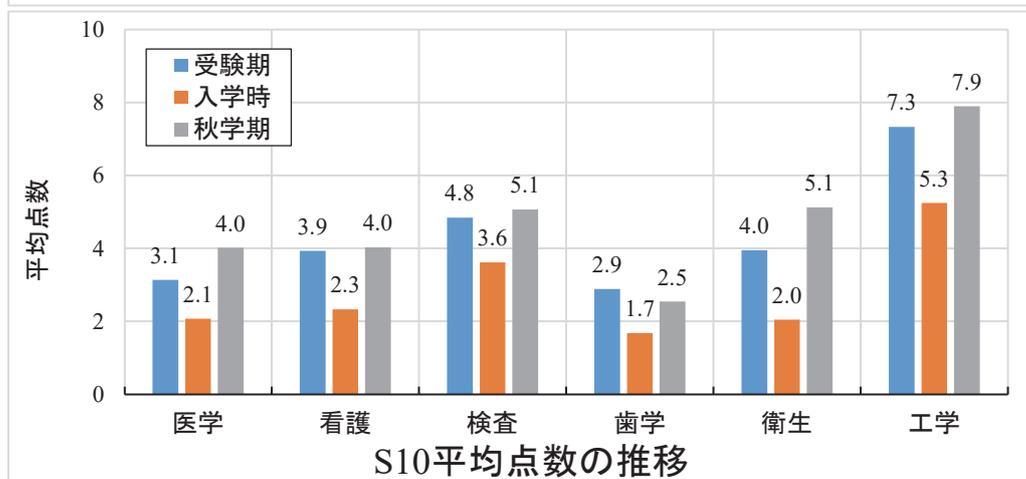
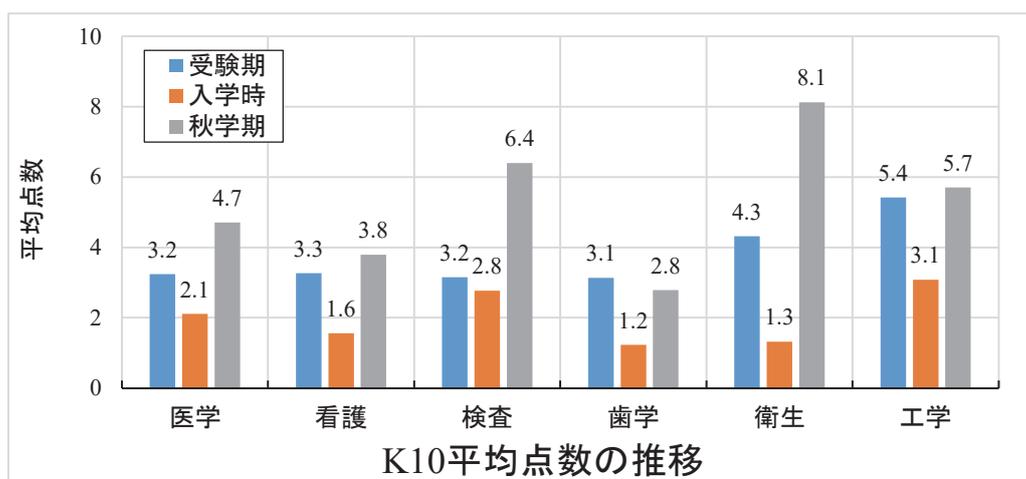
2023年度 精神科医による面接結果

入学時にはこの全般式健康度調査票を参考に、精神科医による面接を行った。面接の判定は次の基準別にスクリーニングされた。*2年次編入学生も含む

精神科医面接の評価基準		合計(人)
特に問題なし	現在抱えているメンタルヘルス上の問題及び生活に支障がない	235
経過観察	何らかのメンタルヘルス上の問題があるかもしれない	29
要介入	出来れば一度、相談を促すなどの介入をした方が良い	21
計		285

2023年度 全般式健康度調査によるスクリーニング検査結果

調査用紙は、メンタルヘルス不調の指標(K10)、ストレス反応として良く見られる身体症状を選出して独自に作成したストレス反応の指標(S10)、および日常生活習慣の指標(運動、食事、睡眠の3項目)から構成されており、点数が高い程ストレス状態が強いとされる。4月実施時には「3か月前の30日間(受験期)」と「ここ最近の30日間(入学時)」の二時点について回答させ、10月実施時には「最近の30日間」について回答させた。4月時点での質問紙回収率は100%、10月はコロナ感染拡大以降取り入れているMicrosoft Formsにて任意回答で実施した影響もあり、回答率は65%であった。(10月実施時は2年次編入生を除く。)



各専攻別の平均点比較を見ると、概ね入学時には回復するが、10月の追跡調査時には受験期と同程度の悪化傾向がみられた。

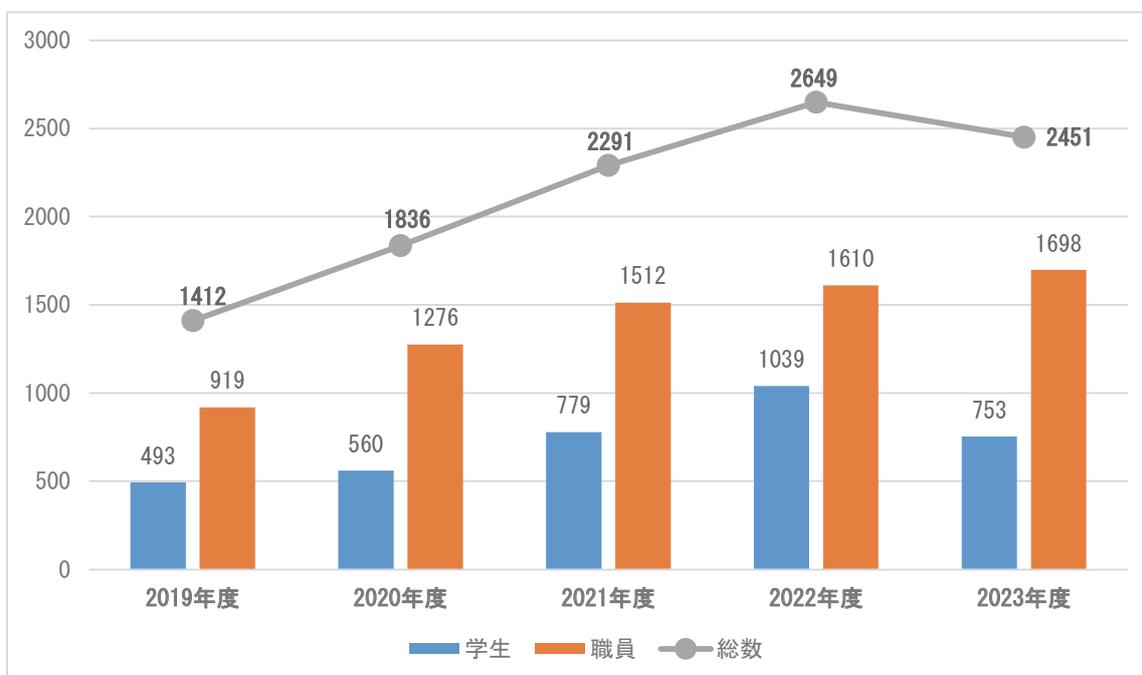
IV-2 学生・職員の精神保健に関する相談状況

2023年度 相談件数内訳

	医学	看護	検査	歯学	口腔衛生	口腔工学	大学院	
相談件数	300	72	16	42	8	2	313	
	医師	看護師	コメディカル	研修医	事務	教員	委託業者	その他
相談件数	351	516	125	153	304	164	52	33

メンタルヘルス相談件数の推移（2019年～2023年）

	学生	職員	総数
2019年度	493	919	1412
2020年度	560	1276	1836
2021年度	779	1512	2291
2022年度	1039	1610	2649
2023年度	753	1698	2451

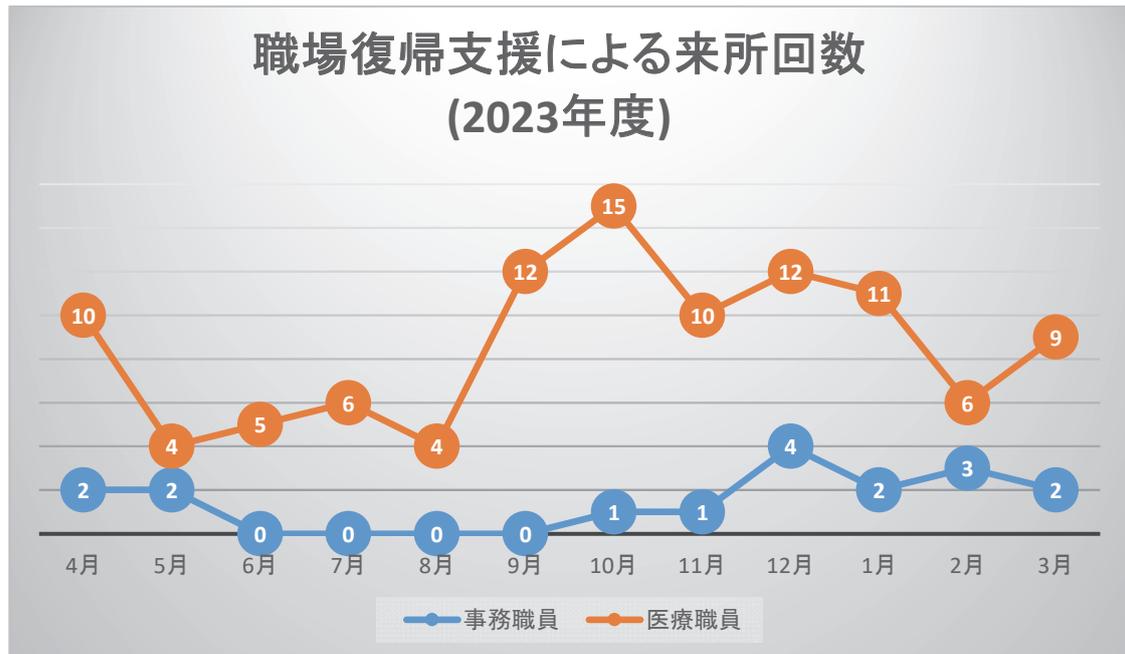


IV-3 職場復帰支援

職場復帰支援制度の現状

2023年度 職場復帰面談による来所回数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
事務職員	2	2	0	0	0	0	1	1	4	2	3	2
医療職員	10	4	5	6	4	12	15	10	12	11	6	9



2023年度 職場復帰支援判断による来所回数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
事務職員	1	1	0	0	0	2	5	6	4	7	2	3
医療職員	4	4	1	5	6	7	8	8	4	4	9	6

復帰支援を希望したものの内訳

	気分障害	ストレス関連障害
事務職員	4	7
医療職員	6	24

職場復帰支援について

職場復帰支援は原則として心の健康問題に関する不調で連続1ヶ月以上病気休暇を取ったものが円滑な職場復帰を行うためのものである。

復職支援を行う際、医師の復帰可否の判断は心理検査や数日間リハビリ期間において活動を観察したりと丁寧に行われ約2回行われている。その中で主治医が復帰可と判断したとしても、活動状況や出勤訓練をしたうえで復帰するには回復が十分ではないと判断されるケースもある。

V 感染症予防および環境衛生に関する報告

- V-1 麻疹、風疹、水痘、ムンプス抗体検査およびワクチン接種
 - ・学部新入生
 - ・病院の新入職員および希望者

- V-2 B型肝炎抗原抗体検査およびワクチン接種
 - ・臨床に出る学部学生および大学院生
 - ・B型肝炎ウイルスに感染するおそれのある部署で勤務する医療従事者

- V-3 インターフェロン- γ 遊離試験検査
 - ・臨床実習前の学部学生

- V-4 インフルエンザワクチン接種
 - ・臨床に出る学部学生および大学院生、それ以外の希望者
 - ・患者と接触する医療従事者および関係者、それ以外の希望者

- V-5 特定業務従事者健康診断
 - ・病原体に感染するおそれのある部署に勤務する職員の健康診断

- V-6 結核患者接触者臨時健康診断
 - ・病院感染対策委員会の定めにより対象となった結核患者に接触した職員

- V-7 過重労働による健康障害防止面接

- V-8 産業医巡視状況

V-1 麻疹、風疹、水痘、ムンプス抗体検査およびワクチン接種

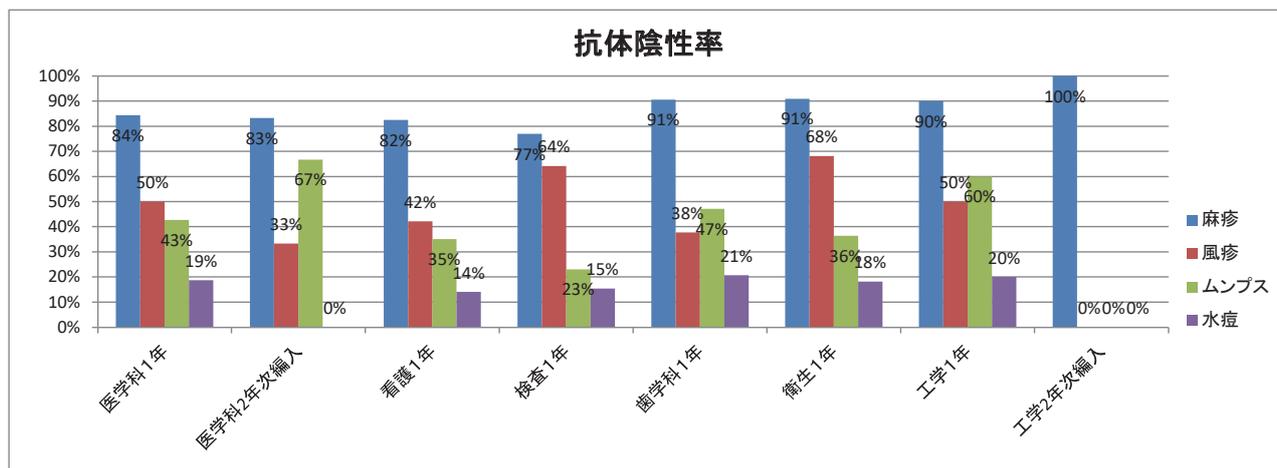
○対象者：学部新入生

【抗体検査】 麻疹、風疹、水痘、ムンプス(E I A法)

2023年度

学部	学科	学年	対象者数	受診者数	麻疹判定		風疹判定		ムンプス判定		水痘判定	
					陽性	陰性	陽性	陰性	陽性	陰性	陽性	陰性
医学部	医学科	1年	96	96	15	81	48	48	55	41	78	18
		2年次編入	6	6	1	5	4	2	2	4	6	0
	保健衛生学科	看護1年	57	57	10	47	22	24	37	20	49	8
		検査1年	39	39	9	30	14	25	30	9	33	6
歯学部	歯学科	1年	53	53	5	48	33	20	28	25	42	11
	口腔保健学科	衛生1年	22	22	2	20	9	15	14	8	18	4
		工学1年	10	10	1	9	5	5	4	6	8	2
		2年次編入	2	2	0	2	2	0	2	0	2	0
合計			285	285	43	242	137	139	172	113	236	49

*「陽性（基準を満たさない）」は「陰性」に含む



【ワクチン接種】 麻疹、風疹、水痘、ムンプス

2023年度

学部	学科	学年	対象者数	麻疹		風疹		ムンプス		水痘	
				陰性	接種人数	陰性	接種人数	陰性	接種人数	陰性	接種人数
医学部	医学科	1年	96	81	80	48	48	41	40	18	18
		2年次編入	6	4	3	2	2	4	4	0	0
	保健衛生学科	看護1年	57	47	46	24	24	20	20	8	8
		検査1年	39	30	29	25	24	9	9	6	6
歯学部	歯学科	1年	53	48	47	20	20	25	24	11	11
	口腔保健学科	衛生1年	22	20	19	12	12	8	8	4	4
		工学1年	10	9	9	5	5	6	6	2	2
		2年次編入	2	2	2	0	0	0	0	0	0
合計			285	241	235	136	135	113	111	49	49

V-1 麻疹、風疹、水痘、ムンプス抗体検査およびワクチン接種

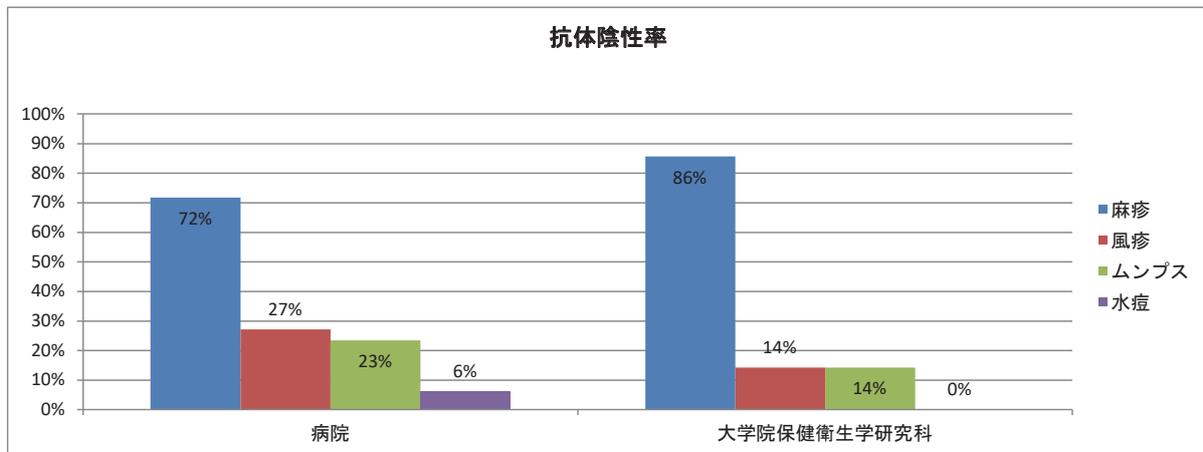
○対象者：病院の新入職員および希望者

【抗体検査】 麻疹、風疹、水痘、ムンプス(E I A法)

2023年度

所属	希望者数	受診者数	麻疹判定		風疹判定		ムンプス判定		水痘判定	
			陽性	陰性	陽性	陰性	陽性	陰性	陽性	陰性
病院	611	478	135	343	348	130	366	112	448	30
大学院保健衛生学研究科	8	7	1	6	6	1	6	1	7	0
合計	619	485	136	349	354	131	372	113	455	30

*「陽性（基準を満たさない）」は「陰性」に含む



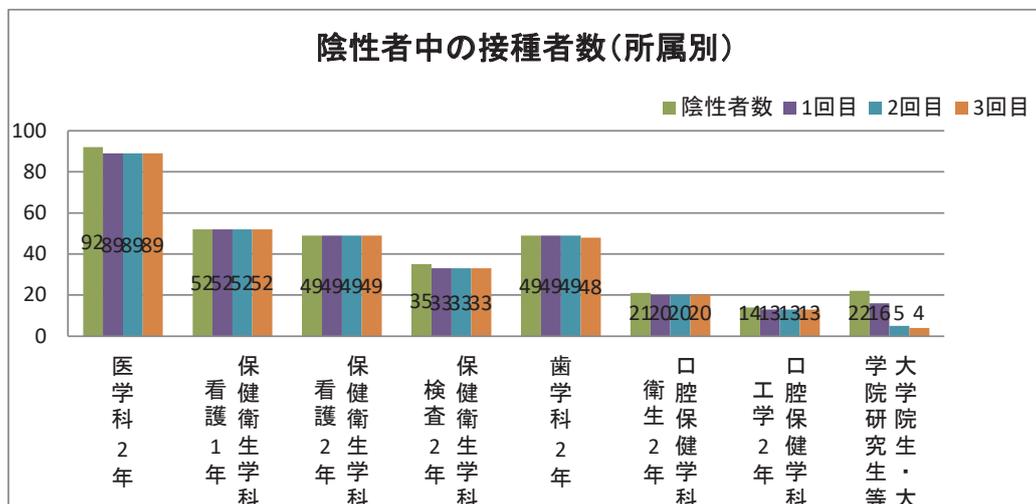
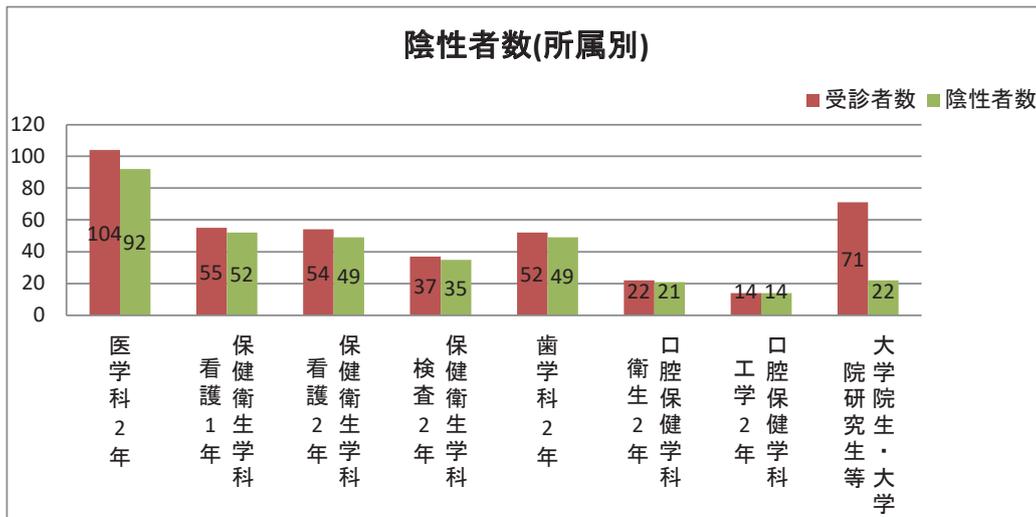
V-2 B型肝炎抗原抗体検査およびワクチン接種

○対象者：臨床実習に出る学部学生および大学院生

2023年度

学部	学科	学年	B型肝炎抗体検査(GLIA法)			ワクチン接種人数		
			対象者数	受診者数	陰性者数	1回目	2回目	3回目
医学部	医学科	2年	108	107	90	83	83	82
	保健衛生学科	看護1年	58	58	55	54	54	54
		看護2年	51	51	0	0	0	0
		検査2年	37	37	34	34	34	34
歯学部	歯学科	2年	54	54	45	39	39	38
	口腔保健学科	衛生1年	22	22	22	18	18	18
		工学1年	10	10	9	9	9	8
小計			340	339	255	237	237	234
大学院生・大学院研究生等			117	109	18	10	3	2
合計			457	448	273	247	240	236

* 大学院生・大学院研究生で過去に陽転化したことがある者は、いずれかの回に来て1回の追加接種とする



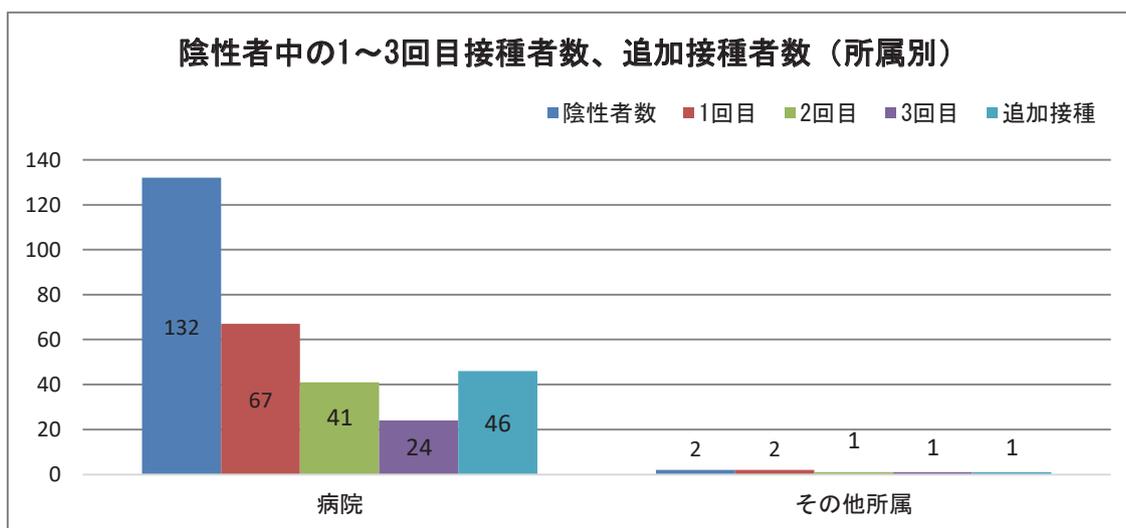
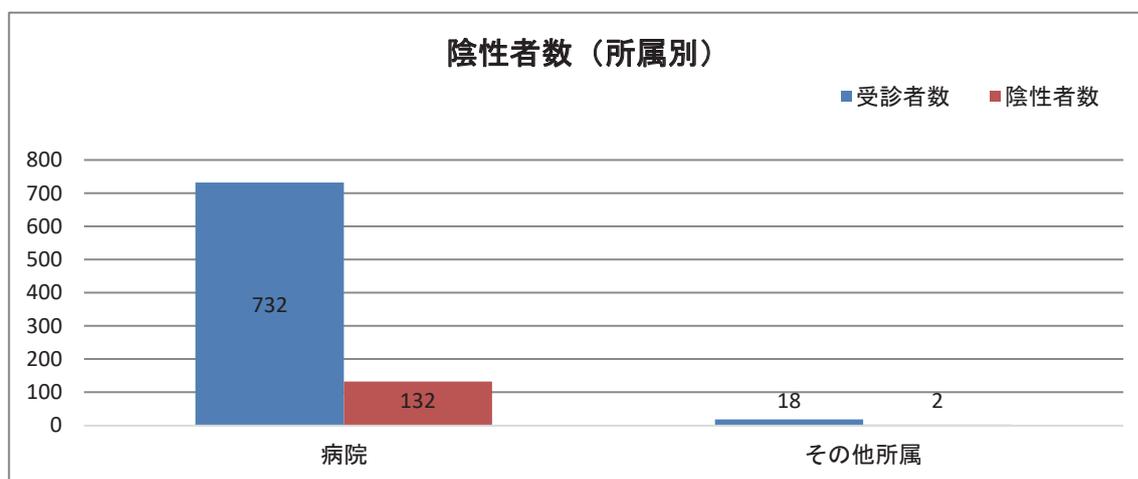
V-2 B型肝炎抗原抗体検査およびワクチン接種

○対象者：B型肝炎ウイルスに感染するおそれのある部署で勤務する医療従事者

2023年度

	B型肝炎抗体検査 (CLIA法)			ワクチン接種人数			
	希望者数	受診者数	陰性者数	1回目	2回目	3回目	追加接種
病院	755	732	132	67	41	24	46
その他所属	64	18	2	2	1	1	1
合計	819	750	134	69	42	25	47

*過去に陽転化したことのある陰性者は追加接種(1回)とする



V-3 インターフェロン- γ 遊離試験検査

○対象者：臨床実習前の学部学生

※2014年まではツベルクリン反応検査を実施していたが
2015年よりインターフェロン- γ 遊離試験検査に変更した

2023年度

学部	学科	学年	対象者数	受診者数	陰性	陽性	判定保留	判定不可
医学部	医学科	2年	107	105	102	0	3	0
	保健衛生学科	看護2年	55	55	54	0	1	0
		検査2年	36	36	35	0	1	0
歯学部	歯学科	2年	48	48	47	0	1	0
	口腔保健学科	衛生2年	22	22	22	0	0	0
		工学2年	12	12	12	0	0	0
合計			280	278	272	0	6	0

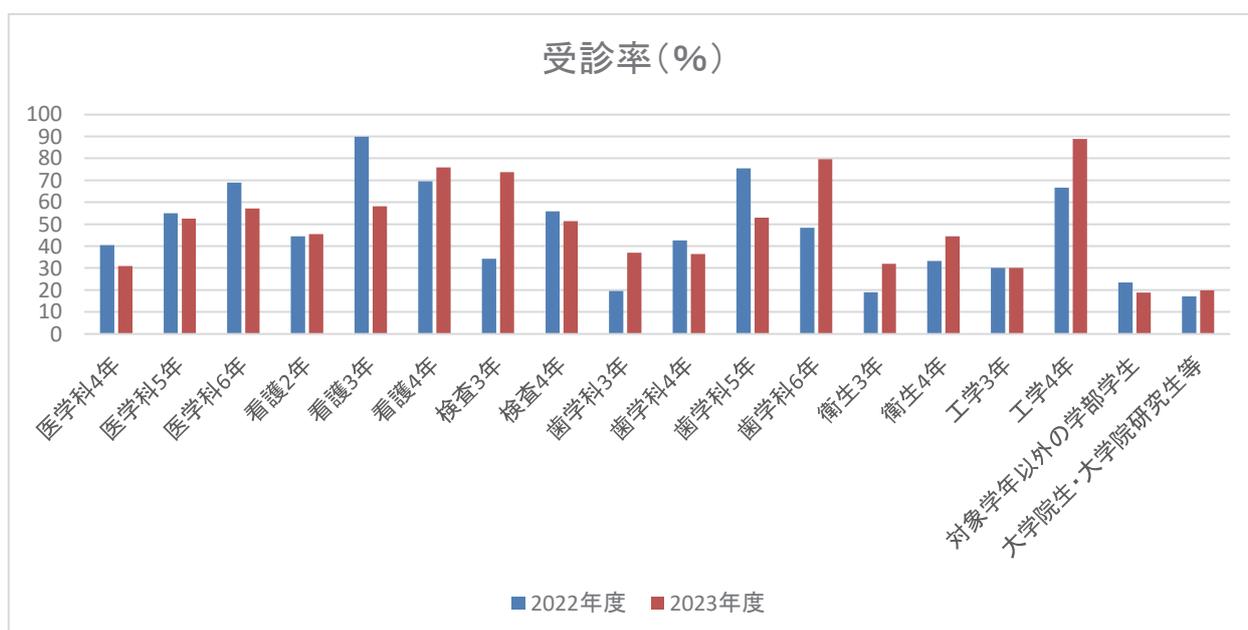
判定保留の6名は追跡中。

V-4 インフルエンザワクチン接種

○対象者：臨床に出る学部学生および大学院生

2023年度

学部	学科	学年	対象者数	接種者数	受診率(%)
医学部	医学科	4年	110	34	30.9
		5年	101	53	52.5
		6年	112	64	57.1
	保健衛生学科	看護2年	55	25	45.5
		看護3年	55	32	58.2
		看護4年	58	44	75.9
		検査3年	38	28	73.7
	検査4年	35	18	51.4	
歯学部	歯学科	3年	46	17	37
		4年	55	20	36.4
		5年	51	27	52.9
		6年	49	39	79.6
	口腔保健学科	衛生3年	25	8	32
		衛生4年	18	8	44.4
		工学3年	15	6	40
		工学4年	9	8	88.9
対象学年以外の学部学生			635	120	18.9
大学院生・大学院研究生等			1613	321	19.9



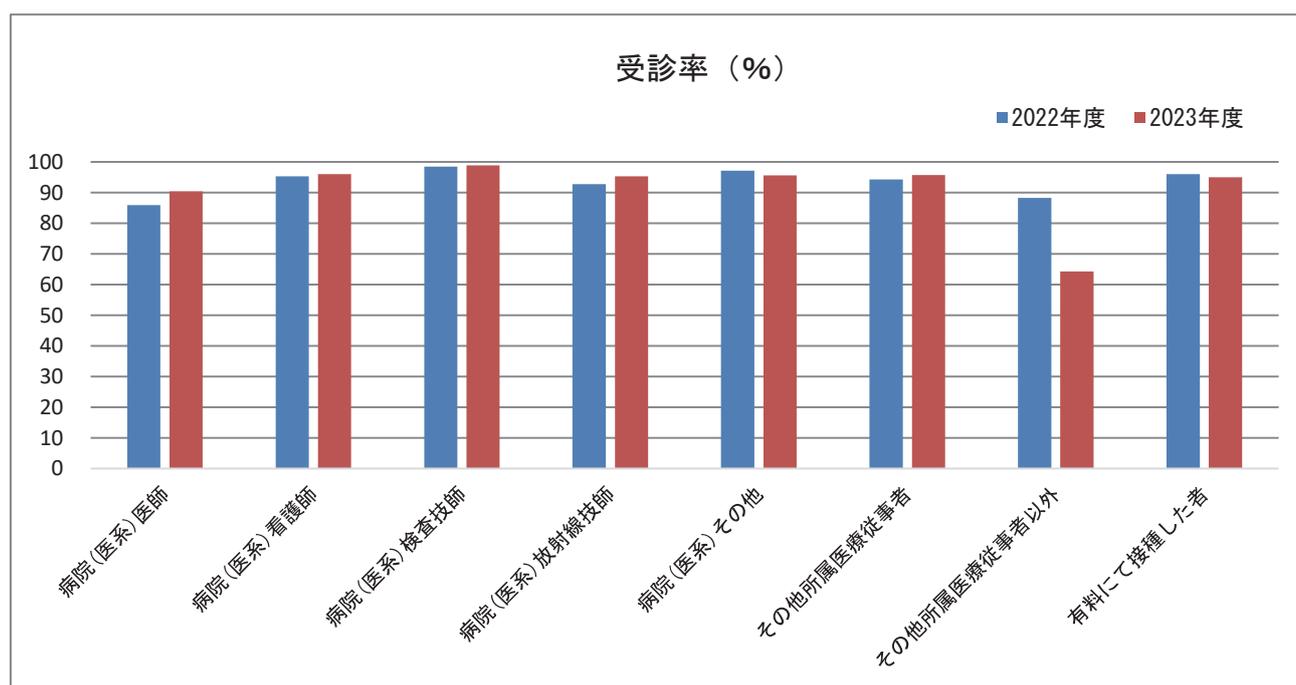
V-4 インフルエンザワクチン接種

○対象者：患者と接触する医療業務従事者および関係者、それ以外の希望者

2023年度

区分	所属	職種	対象者数	接種者数	受診率(%)
無料	病院	医師	814	736	90.4
		看護師	888	852	95.9
		検査技師	88	87	98.9
		放射線技師	43	41	95.3
		その他	589	563	95.6
	その他の所属	医療従事者	23	22	95.7
		医療従事者以外	14	9	64.3
有料	有料にて接種した者		959	907	95
合計			3,418	3,217	94.1

※有料にて接種した者には病院勤務の委託業者を含む。



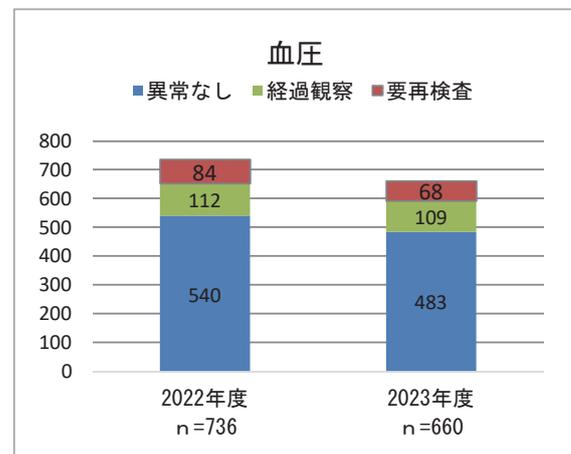
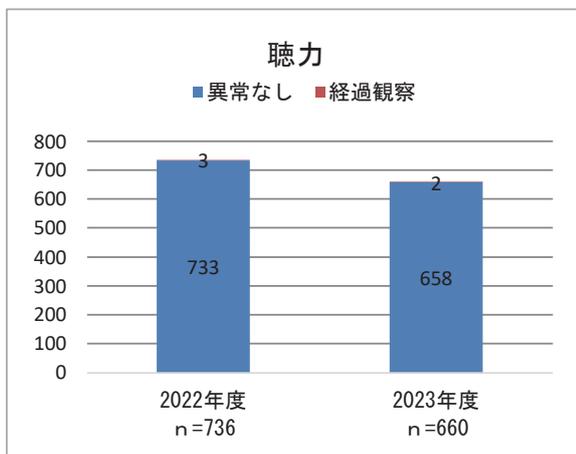
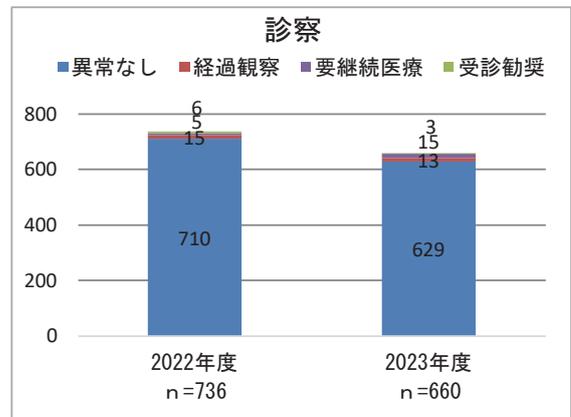
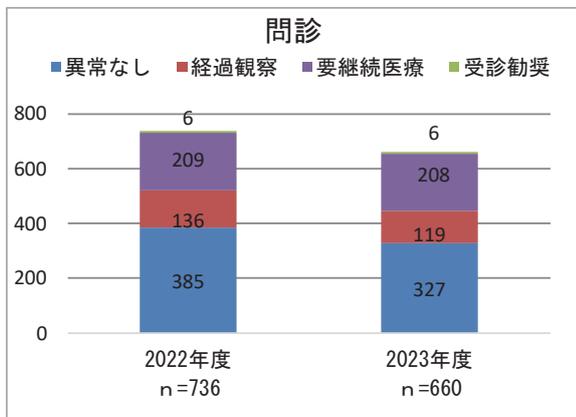
V-5 特定業務従事者健康診断

2023年度 病原体に感染するおそれのある部署に勤務する職員の健康診断（1/2）

対象：附属病院の該当する医療関係者

○ 受診者数 660

項目	判定	該当者数	割合(%)
問診	異常なし	327	49.6
	経過観察	119	18
	要継続医療	208	31.5
	受診勧奨	6	0.9
診察	異常なし	629	95.3
	経過観察	13	2
	要継続医療	15	2.2
	受診勧奨	3	0.5
聴力	異常なし	658	99.7
	経過観察	2	0.3
血圧	異常なし	483	73.2
	経過観察	109	16.5
	要再検査	68	10.3

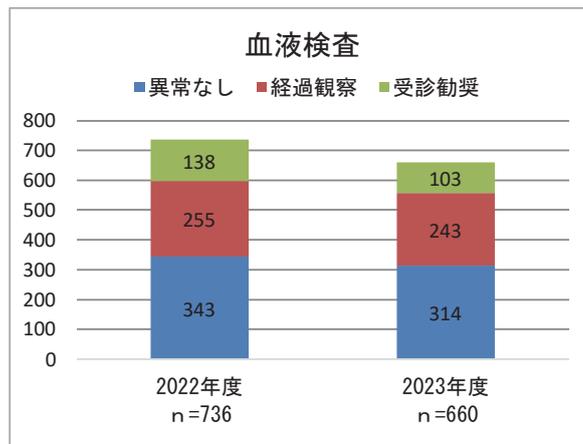
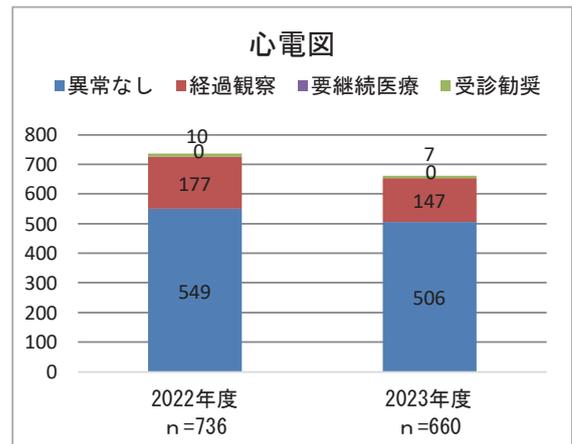
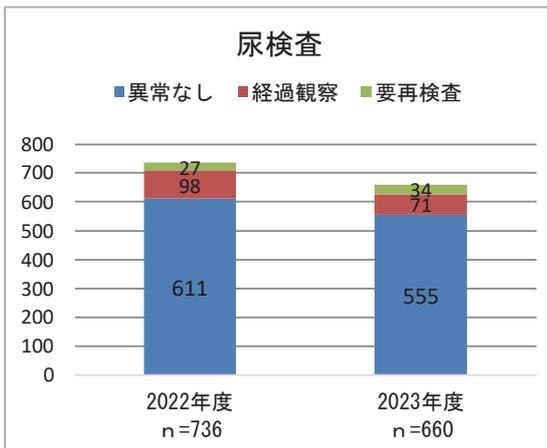


V-5 特定業務従事者健康診断

2023年度 病原体に感染するおそれのある部署に勤務する職員の健康診断 (2/2)

○ 受診者数 660

項目	判定	該当者数	割合 (%)
尿検査	異常なし	555	84.1
	経過観察	71	10.7
	要再検査	34	5.2
心電図	異常なし	506	76.7
	経過観察	147	22.3
	要継続医療	0	0
	受診勧奨	7	1
血液検査	異常なし	314	47.6
	経過観察	243	36.8
	受診勧奨	103	15.6

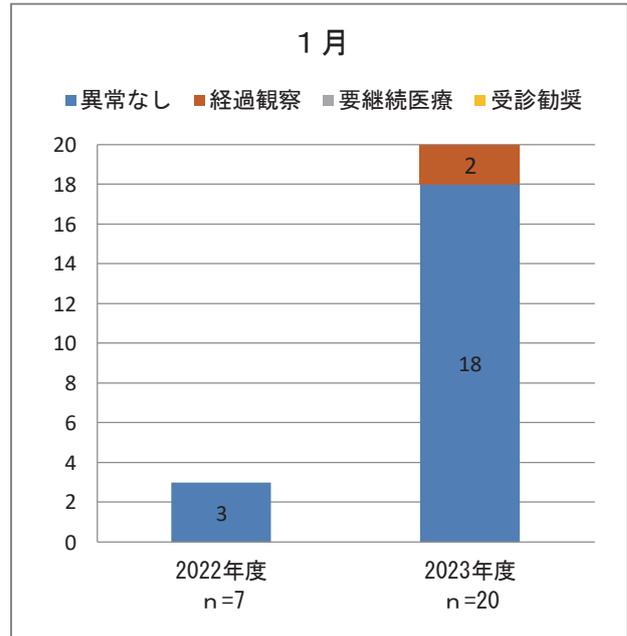
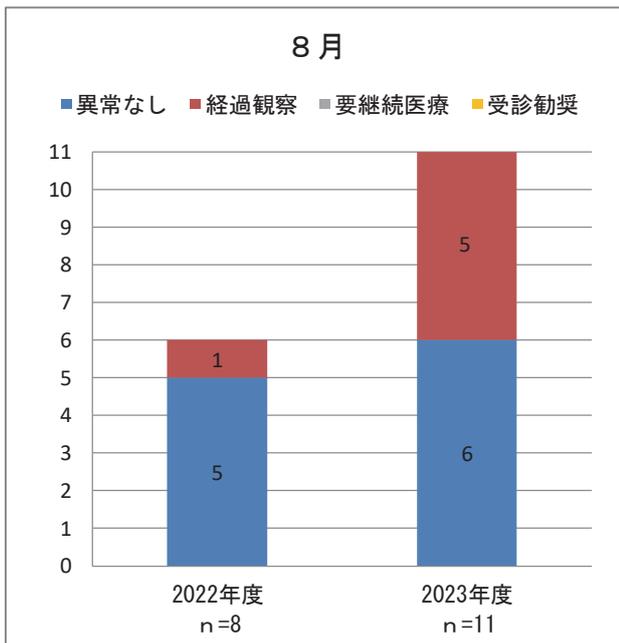


V-6 結核患者接触者健康診断

○対象者：本学病院感染対策委員会の定めにより、
対象となった結核患者に接触した職員

2023年度

実施月	受診者数（人）	指導区分（人）	
		指導区分	人数
8月	11	異常なし	6
		経過観察	5
		要継続医療	0
		受診勧奨	0
1月	20	異常なし	18
		経過観察	2
		要継続医療	0
		受診勧奨	0



V-7 過重労働による健康障害防止面談

過重労働による健康障害防止対策における面接指導について

厚生労働省からの指導を受け、本学では、過重労働による健康障害防止対策として、長時間労働を行わせた労働者に通知文書を発出し、希望者に対して産業医による面接指導を行っている。

これにより、当該者の疲労の蓄積、健康障害発症のリスク等の健康状況を把握するとともに、必要に応じて労働時間短縮等の措置を講じている。

2023年度 過重労働による健康障害防止対策における面談指導実施件数一覧

労働月	人		面談実施者	
	* 時間外・休日労働による対象者			
2023年4月	155	(119)	36	(27)
2023年5月	114	(85)	38	(28)
2023年6月	176	(214)	30	(34)
2023年7月	75	(70)	14	(14)
2023年8月	82	(73)	14	(10)
2023年9月	99	(88)	12	(10)
2023年10月	135	(129)	16	(36)
2023年11月	87	(93)	10	(25)
2023年12月	59	(75)	8	(21)
2024年1月	55	(67)	9	(9)
2024年2月	65	(112)	3	(7)
2024年3月	77	(169)	6	(8)
合計	1,179	(1294)	196	(229)

() 内は前年同月の数を表す。

* 時間外・休日労働による対象者（下記のいずれかに該当する者）

直近1ヶ月： 時間外・休日労働時間が、1ヶ月当たり45時間を超えた者。
裁量労働制適用者については、滞在時間から法定労働時間を差し引いた時間数を時間外・休日労働時間数とする。

直近2ヶ月
～6ヶ月： 時間外・休日労働時間が、直近2ヶ月～6ヶ月の平均が80時間を超えた者。

V-8 産業医巡視状況

2023年度 産業医巡視状況

湯島・駿河台地区

産業医の指摘事項	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
化学物質リスクアセスメントの未実施			1	1				2				
高圧ガス 更新後、空充カードの吊り下げ未実施												
ドラフトチャンバーの月1回の自主検査の記録の不備				1			1			3		
特別管理物質に関する掲示の不備												
廃液の非分別										2		
化学物質等の安全データシート（SDS）の未設置								1				
高圧ガスのYAKUMO未登録												
劇毒物の一般試薬との分別保管の未実施			1								1	
安全衛生の手引の未設置			2	1			1				3	
保護具（眼鏡、マスク、手袋等）の未配置	2						1			1		
ボンベの2ヶ所固定の不備			1		1							
高圧ガス 空充カードの期限切れ										4	2	
薬品の転倒・落下防止の不備												
不要薬品の未処理												
有機溶剤等の区分の非表示	1			1								
ドラフトチャンバーの未設置												
廃液の置き場所の確保の不備												
天井からの配線不備												
ドラフト内での薬品使用の不徹底												
保管庫に「医薬用外毒物」、「医薬用外劇物」の未掲示	1											
医療事故防止マニュアルと緊急連絡網の整備											1	
問題なし	4	10	5	9	7	12	7	7	16	1	2	8
合計	8	10	10	13	8	12	10	10	16	11	9	8
巡視分野数	7	9	6	5	7	5	9	9	2	6	4	3
巡視場所数	7	10	9	13	8	12	10	9	16	6	8	8

国府台地区

産業医の指摘事項	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
化学物質リスクアセスメントの未実施								1				
問題なし								2				
合計								3				
巡視分野数								2				
巡視場所数								3				

VI 保健管理センター業績報告

VI—1 論文・著書・講演など

- ・田澤 立之（学生支援・保健管理機構保健管理センター長/職員健康管理室長）
- ・高澤 聖子（職員健康管理室 助教）
- ・久保 位可子（職員健康管理室 臨床心理士）

VI-1 論文・著書・講演など

田澤 立之（学生支援・保健管理機構保健管理センター長/職員健康管理室長）

〔原著〕

1. Shimasaki S, Baba T, Ogura T, Akasaka K, Matsushima H, Izumi S, Takasaki J, Tsushima K, Kinouchi T, Kichikawa Y, Awashima M, Izumo T, Awano N, Nishimura N, Tazawa R, Mikami A, Kitamura N, Ishii H, Kurihara Y, Taniguchi M, Aikawa S, Okada M, Morita Y, Ishikawa Y, Ohinata A, Nakata K. Short-term inhalation of sargramostim with concomitant high-dose steroids does not hasten recovery in moderate COVID-19 pneumonia: a double-blind, randomised, placebo-controlled trial. *Infect Dis (Lond)*. 2023;55(12):857-873.

〔総説〕

1. 田澤 立之【ガイドラインから見るびまん性肺疾患診療の進歩】肺胞蛋白症診療ガイドライン 2022 治療の進歩. *呼吸器内科* 44 巻 3 号 249-254 頁(2023 年 9 月)

〔国際学会発表〕

1. Nakata K, Tazawa R, PAGE Research Group, Kitamura N, Ishii H. Two-year cohort study after GM-CSF inhalation therapy for autoimmune pulmonary alveolar proteinosis. The 2023 ERS International Congress 2023 年 9 月 Milan, Italy

〔国内学会発表〕

1. 田澤 立之, 大橋 瑠子, 北村 信隆, 田中 崇裕, 中垣 和英, 中田 光: カニクイザルでの rhGM-CSF 製剤の反復吸入による抗 GM-CSF 抗体と BALT の誘導. 第 63 回日本呼吸器学会学術講演会, 東京, 2023 年 4 月.
2. 北村 信隆, 田澤 立之, 中田 光: 自己免疫性肺胞蛋白症に対する GM-CSF 吸入療法の有効性は喫煙歴の有無に影響される. 第 63 回日本呼吸器学会学術講演会, 東京, 2023 年 4 月.
3. 大河内 眞也, 田澤 立之, 中田 光: 自己免疫性肺胞蛋白症再燃難治例に対する GM-CSF 長期吸入の経験. 第 63 回日本呼吸器学会学術講演会, 東京, 2023 年 4 月.
4. 高澤 聖子, 田澤 立之, 小松崎 恵子, 三ツ村 香奈, 大西 律子, 伊沼 敦子, 櫻井 芳美, 横田 夏葉, 久保 位可子, 平井 伸英: 医療系大学の学部学生における COVID-19 の陽性例推移と対策. 第 61 回全国大学保健管理研究集会, 金沢, 2023 年 10 月.
5. 平井 伸英, 久保 位可子, 横田 夏葉, 高澤 聖子, 櫻井 芳美, 三ツ村 香奈, 伊沼 敦子, 田澤 立之: コロナ禍の東京医科歯科大学におけるオンラインメンタルヘルス支援ツールの変遷. 第 61 回全国大学保健管理研究集会, 金沢, 2023 年 10 月.
6. 横田 夏葉, 平井 伸英, 久保 位可子, 高澤 聖子, 櫻井 芳美, 三ツ村 香奈, 伊沼 敦子, 渡邊 洋子, 吉田 薫, 田澤 立之: 学生支援の充実に向けた活動報告 個室ブース導入を通して考える学生生活の実態. 第 61 回全国大学保健管理研究集会, 金沢, 2023 年 10 月.

表題 医療系大学の学部学生における COVID-19 陽性者の推移と対策

大学名、所属部局 東京医科歯科大学 保健管理センター

発表者氏名 東京医科歯科大学 保健管理センター

○高澤聖子, 小松崎恵子, 伊沼敦子, 大西律子, 三ツ村香奈, 櫻井芳美, 横田夏葉, 久保位可子, 平井伸英, 田澤立之

キーワード: COVI-19 陽性者, 医療系大学, 学部学生の対応

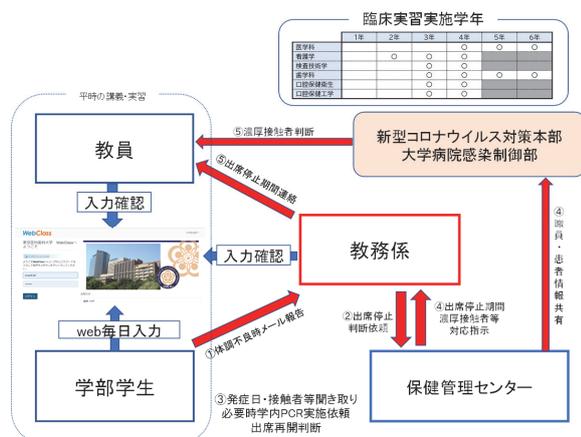
【背景・目的】

本学は敷地内に大学病院を有し、学部学生約1400人が全て医療系資格を取得できるシラバスのもとで学んでいる。教員は臨床医を兼ねていることが多く、学外の医療機関での勤務や学生も学外での実習に参加する機会がある。

COVID-19の5類感染症に移行後も、市中の陽性例が増加傾向にある中で、医療系大学で円滑な教育活動を進めるために要した各学科教務係・保健管理センター・事務局対策室の分担・連携の状況と学生の有症状例・陽性例推移を報告する。

【結果】

◎体調不良および濃厚接触者等学生の報告体制



本学では、教員が臨床医を兼ねていることも多いため院内感染予防の観点からも、学部学生の体調不良者に対し教務係と連携し、保健管理センターが全員介入を行った。

病院実習・臨床教員に関連する感染を抑え円滑な教育活動を進めるため、学部学生陽性例の発症・医療機関受診・PCR検査・療養終了までの把握とケアについて、各学科教務係・保健管理センター・事務局対策室の分担・連携を行った。

療養状態の把握・出席再開判断

- ① 発症者は当センター作成のweb入力フォームにて体調を入力
- ② 保健管理センター医療職が入力内容を確認
- ③ 療養期間終了前に電話またはメールでも確認
- ④ 教務係へ出席再開メール報告
- ⑤ 教務係から教員へ報告

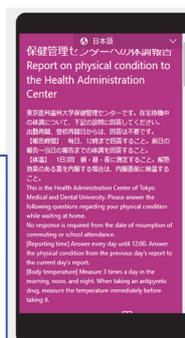
【報告すべき体調】

① 37.0℃以上の発熱かつ、A)～C)のいずれか1つ以上ある
 A) 咽頭痛 B) 咳・痰などの呼吸器症状 C) 倦怠感

② 37.5℃以上の発熱がある。

③ 病院内で実習中の学生で、同居者に新型コロナウイルス陽性者が発生した者。

※5類感染症移行に伴い、「消化器症状を有する」項目を削除した。

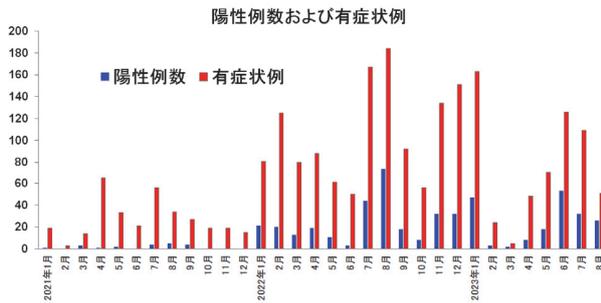


Web入力フォーム 毎日メール配信

療養状況の把握のために、療養者は、自覚症状をweb入力フォームに体調を入力し、保健管理センター医師・看護師により確認した。症状により、近医もしくは当院など医療機関の受診を促し、適切な医療を受けられるようにした。療養者には、症状の経過の連絡をしてもらうことで、罹患後の病態把握を行った。

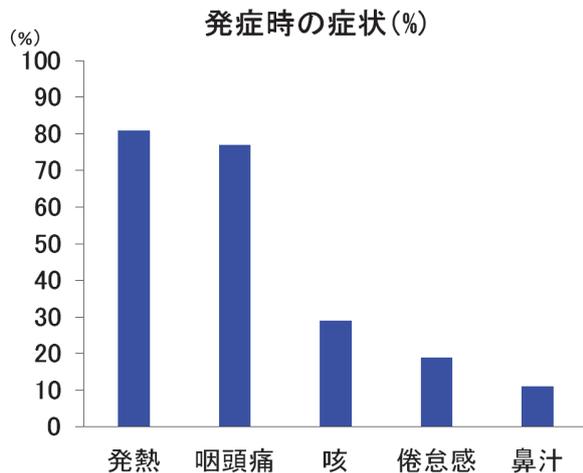
VI-1 論文・著書・講演など

ンを接種していた。



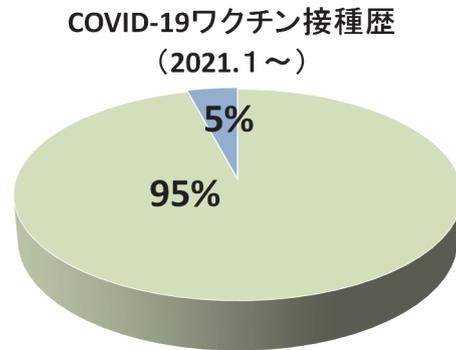
本学学部生の COVID-19 陽性例は、2020 年 2 例、2021 年 20 例であったが、オミクロン株 (BA.1 および BA.2 系統) に移行した 2020 年は 294 例で、その後、2023 年 1 月 47 例、2 月 3 例、3 月 2 例と減少したが、5 類感染症移行後より、感染者が増加した。

2022 年 7 月～8 月に 13 団体が合宿を実施し、4 団体が COVID-19 陽性者を認め、うち 2 団体が 10 人以上のクラスターを認めた。一方で、2023 年 8 月に 10 団体が合宿を実施したが、COVID-19 陽性例は認めなかった。

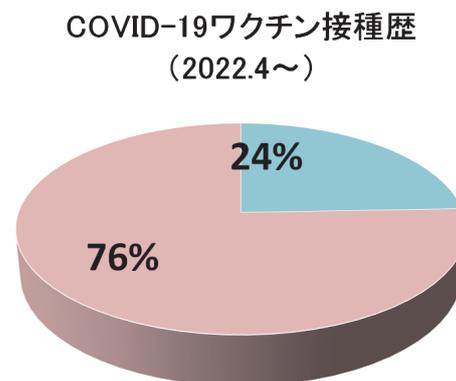


発症時の症状では、発熱を認めない症例が 2 割ほど認めた。咽頭痛の自覚症状は多く、咳嗽や鼻汁、倦怠感の自覚症状は 1 割～3 割程度であった。

COVID-19 陽性者のうち、2021 年 1 月～2022 年 3 月では 95% の学生がワクチンを 2 回以上接種しており、2022 年以降では、76% が 3 回以上ワクチ



■ 2回以上 ■ 未接種/1回のみ



■ 2回以下 ■ 3回以上

【考察】

2023 年 2 月、3 月と感染者数が減少していたが、5 類移行後より、感染者が急増した。感染者は増加したが、入院加療が必要な学生や長期加療が必要な学生はいなかった。5 類移行後より感染者が増加したため、6 月に再度感染対策の徹底を周知したところ、感染者の減少を認めた。今後も人の往来が増え、以前に比較し感染対策の徹底が為されない可能性があり、感染者は継続的に認められると考えられる。修学・課外活動も活発化していくことが予想され、活動前の健康観察を徹底し、ウイルスの持ち込みを極力避け、会食や打ち合わせでの感染対策が重要である。

研修医の職場適応を促す 精神保健スタッフ・事務・教員・現場の多職種連携について

東京医科歯科大学 職員健康管理室

○久保 位可子、平井 伸英

キーワード：研修医、他職種連携、復帰支援

はじめに

東京医科歯科大学は年間約 100 名の初期研修医（以下：研修医）を受け入れている。毎年精神的・心理的な問題により研修を一時中断するケースや、業務への不安を抱く研修医は一定数いる。そういった中、研修医は研修を修了するには卒後臨床研修医用オンライン臨床教育評価システム(PG-EPOC)、必修研修を修了しなくてはならない等、修了要件が細かく設定されている。さらに、ローテートという 1~2 か月ごとに研修する科が変わるという独特の働き方となる。

メンタルヘルスのバランスを崩した場合、安心して休養できる環境を整える事、研修再開することが可能である状況を整えることが必須となる。そして最終的に研修修了に向けたプロセスをたどるにあたり、制度の理解や病棟も含めた関連部署への情報提供は欠かせない。しかし、それらを精神保健スタッフのみで行おうとすると、情報不足や現場との軋轢を生んでしまう危険性があった。研修センターの事務・教員・現場の研修指導者との多職種連携を行う事でより現場に研修医の精神健康の重要性が伝わり、教員からも早期発見対応の連絡をもらう事が出来る等多くの効果を生むことが出来た。

現在のそれぞれの部署の担う役割を整理するとともに、複数の専門職が関わる事の利点と困難な点について背景を考察し、今後より幅広い学生や職員サポートへの応用可能性について検討していく事を目的とする。

研修医の相談状況

相談人数はその年度によって違うものの、図 1 より 6 年間一人当たりの相談回数は 17 回、一回で終

わることは少なく、継続的な支援が必要だった。表 1 より 2021 年度と 2022 年度の月ごとの相談件数を比較すると、月による相談件数の特徴は見られず、サポートを開始すると終了まで一貫したケアが必要になる。

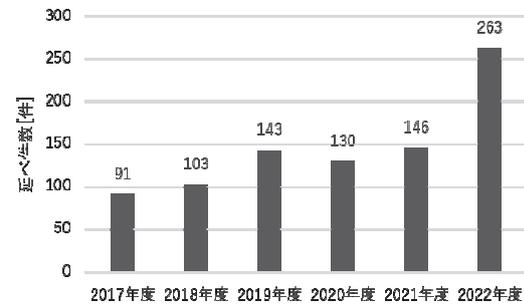


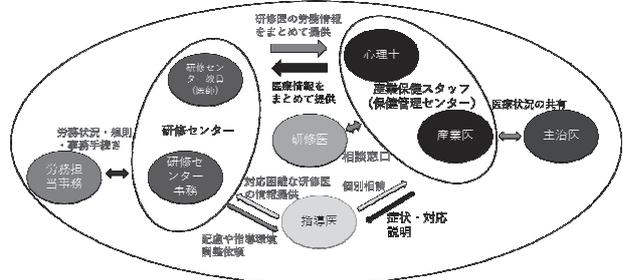
図 1 研修医の相談件数

表 1 2021 年度と 2022 年度の月ごとの相談件数

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
2021	7	4	17	11	10	15	9	6	14	13	13	27
2022	19	19	19	15	28	26	20	28	20	19	23	27

関わる部署とそれぞれの役割の違い

各部署の関わりと役割を図 2 に示した。



心理士	研修医と連絡を取り各部署の窓口としての役割、研修医の病状説明や配慮事項をまとめる。研修中の研修医のメンタルフォロー。
産業医	業務継続・復帰にあたっての判定、症状について各部署への説明。

VI-1 論文・著書・講演など

研修センター事務	医師臨床研修制度の確認、研修修了要件の確認、EPOC やカルテシステムのサポート。
研修センター教員	各病棟指導医との情報共有、研修受け入れの交渉、研修指導医へのフォロー。
病棟指導医	病棟で求められる研修要件の明確化、研修中の実務管理、研修医以後のキャリア相談。
労務	傷病給付金や休職中の各種保険料のサポート、労働時間管理、就業規則の確認。
主治医	治療・投薬、休職時・復帰時の診断書。

図2 研修医を取り巻く多職種連携の関係

他職種や部署をまたいだ連携の中で培ったもの

研修医の中には相談を悩むものも多く、相談にはつながりにくい。一方研修センターは日々研修のサポートをしており、研修医自身も親しんだ研修センターの提案であれば産業保健スタッフに相談に来やすいという声があった。さらに研修を中断することへの不安も窓口の一括化により症例が集まるため、具体的に対応例を伝えることで安心感を与えられる。

休職中も、産業保健スタッフは休職中の過ごし方、症状理解といった心理教育を行う。その上で回復後期の焦りから復帰を強く希望する「背伸び復帰」を主治医と産業医の2段階判定で行うことで抑えることが出来た²⁾。

復帰場所の選定に研修センターが入ることで、指導医に研修医の状況を伝え、体調に合わせた復帰プログラムを組める。その際に情報提供書を心理士と研修医は作成する。研修医は繰り返し、文章化した自分の体調変化や研修状況を経時的に見るため自己理解が深まり、その後のキャリア形成や心身状態の言語化に効果的だった。また、指導医にも症状と配慮のバランスを考える機会を持ってもらうため、メンタルヘルスについて触れ、理解を深める機会を作る事が出来た。

一度休職をすると、その後のキャリア相談は重要となる³⁾。研修センター教員と自分の状況を客観視した選択をすること、専攻医後の働き方のモデル等相談する機会はそれ自体が自己理解をより深めるきっかけとなっていた。また、入局予定先の指導医と

研修センターが連携し、研修終了日の決定や入局後の働き方等情報共有を行い、研修医と面談するといったルートが作られ、研修医が研修修了に向けて安心して集中できるように調整している。

このように研修医の復帰をチームとして行う事で、研修医の復帰がスムーズになるだけではない効果が各部署にも出ていた。チーム医療における相乗効果については多くの報告がある⁴⁾、本学以外でもうつ病看護師へのグループケアを利用したサポートの報告もある⁵⁾事から、より幅広い職員への応用可能性は高い。今後は学生、教職員の関わる部署（教務・人事労務等）と研修医への取り組みをプロトコル化して共有し、相談していく事により共同を生み出せるのではないかと。

参考・引用文献

- 1)厚生労働省 HP 医師臨床研修制度のホームページ 医師臨床研修指導ガイドライン -2020 年度版- https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/ishirins_yokensyu_guideline_2020.pdf(参照：2023 年 9 月 19 日)
- 2) 柏木雄次郎. 「メンタルヘルス不全者の職場復帰」が抱える諸問題. 日本職業・災害医学学会誌 2006; 54(2): 49-53.
- 3) 宮城まり子. 産業臨床における休職・復職支援とカウンセリングの機能—休職、復職事例を通して—. 立正大学心理学紀要 2007; 5: 11-22.
- 4) Sharon M Mickan. Evaluating the effectiveness of health care teams. Aust Health Rev 2005; 29(2): 211-217.
- 5) 金子亜矢子等. うつ状態を有する医療職の精神的支援のためのグループ・ケア・プロトコール. インターナショナルナーシングレビュー 2010; 147: 84-90.

VII 関係規定

学生支援・保健管理機構保健管理センター 職員健康管理室

VII-1 学生支援・保健管理機構規則

VII-2 学生支援・保健管理機構保健管理センター規則

VII-3 学生支援・保健管理機構運営委員会規則

VII-4 職員健康管理室規則

VII-5 安全衛生委員会規則

国立大学法人東京医科歯科大学学生支援・保健管理機構規則

〔平成25年3月29日〕
規則第43号

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学組織運営規程（平成16年規程第1号。以下「組織運営規程」という。）第27条の規定に基づき、国立大学法人東京医科歯科大学学生支援・保健管理機構（以下「機構」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 機構は、生活、修学、就職、メンタルヘルス及びハラスメントに関する相談等キャンパスライフ全般にわたる全学的支援並びに女性の支援策に係る企画立案並びに学生に対して、健康診断、予防接種等を通じた健康保持増進その他学生の福利厚生に関する検討を行うことを目的とする。

（センター等）

第3条 機構に、前条の目的を達成するために、次のセンター等を置く。

- (1) 学生・女性支援センター
- (2) 保健管理センター
- (3) 事務部

2 前項各号のセンター等に、それぞれ長を置く。

3 第1項各号に定めるセンター等に関し必要な事項は、国立大学法人東京医科歯科大学保健管理センター規則（平成16年規則第158号）及び国立大学法人東京医科歯科大学学生・女性支援センター規則（平成21年規則第42号）に定める。

（機構の業務）

第4条 機構は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 全学的な学生支援の方策の企画及び実施に関すること。
- (2) 女性支援に関すること。
- (3) 学生の健康保持増進に関すること。
- (4) 学生を対象としたイベントの企画及び実施に関すること。
- (5) 学生寮の管理運営に関すること。
- (6) 5号館の管理運営に関すること。
- (7) 合宿研修施設の運営に関すること。
- (8) 部局間にまたがる学生の問題に関すること。

（機構長）

第5条 組織運営規程第27条の2第2項に規定する機構長は、学長が指名する副理事をもって充てる。

2 機構長は、機構の管理運営について統括する。

(副機構長)

- 第6条 機構に、副機構長2名を置き、学生・女性支援センター長及び保健管理センター長をもって宛てる。ただし、機構の専任教員でない場合は、副センター長をもって充てる。
- 2 副機構長は、センターの業務を掌理するとともに、機構長の職務を補佐する。
 - 3 副機構長は、機構長に事故あるときは、機構長の職務を代行する。

(機構運営委員会)

- 第7条 機構に、学生支援・保健管理機構運営委員会を置く。
- 2 前項の委員会については、別に定める。

(他の教育研究施設等との連携)

- 第8条 機構は、第2条の目的を達成するために、学内の他の教育研究施設等と連携して業務を行うものとする。

(事務)

- 第9条 機構に関する事務は、学生支援・保健管理機構事務部学生支援事務室において処理する。

(雑則)

- 第10条 この規則に定めるもののほか、機構に関し必要な事項は、学生支援・保健管理機構運営委員会の議を経て、機構長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年5月21日規則第39号)

この規則は、平成26年5月21日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年7月1日規則第111号)

この規則は、平成28年7月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則 (平成31年1月22日規則第8号)

この規則は、平成31年1月22日から施行し、平成30年6月1日から適用する。

国立大学法人東京医科歯科大学学生支援・保健管理機構保健管理センター規則

平成16年4月1日
規則第158号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学学生支援・保健管理機構規則（平成25年規則第43号。以下「機構規則」という。）第3条第3項の規定に基づき、国立大学法人東京医科歯科大学学生支援・保健管理機構保健管理センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、本学の保健管理の充実を図るための専門的業務を行うとともに、学生の健康の保持増進を図ることを目的とする。

(センターの業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 保健管理計画の企画立案
- (2) 定期及び臨時の健康診断並びに事後措置
- (3) 健康保健に関する相談及び指導・助言
- (4) 精神保健に関する相談及び指導・助言
- (5) 本学の環境衛生及び感染症予防についての指導・助言
- (6) 保健管理の充実向上のための調査研究・知識の普及
- (7) その他保健管理について必要な専門的業務

(職員)

第4条 センターに、機構規則第3条第2項に定めるセンター長のほか、次の職員を置く。

- (1) 副センター長
 - (2) 教員
 - (3) 学校医
 - (4) 医療技術職員
- 2 副センター長は、教員又は医療技術職員をもって充て、任期は2年とし再任を妨げない。任期途中で欠けた場合の後任の副センター長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 副センター長の選考は、センター長が候補者を学生支援・保健管理機構運営委員会に推薦し、委員会において行う。

4 学校医の任期は、4月1日から翌年の3月31日までの間とし、学長が委嘱する。

(職員の職務)

第5条 センター長は、センターの業務を統括する。

2 副センター長は、センターの業務を掌理しセンター長の職務を補佐する。

3 教員は、センター長の命を受けセンターの業務を分掌する。

4 学校医は、保健管理に必要な専門的業務に従事する。

5 医療職員は、保健管理に必要な技術的職務に従事する。

(分室の設置)

第6条 教養部における学生に係るセンターの業務を行なうため、教養部に保健管理センター分室（以下「分室」という。）を置く。

2 分室に分室長を置き、センター専任の教員の中からセンター長が命ずる。

3 分室長は、分室の業務を処理する。

(センターの事務)

第7条 センターの事務は、学生支援・保健管理機構事務部学生支援事務室において処理する。

2 分室の事務は、学生支援・保健管理機構事務部学生支援事務室が、教養部事務部の協力のもとに処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は、学生支援・保健管理機構運営委員会の議を経て、学生支援・保健管理機構長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月6日規則第3号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年9月29日規則第48号）

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成21年7月7日規則第38号）

この規則は、平成21年7月7日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成23年4月15日規則第53号）

この規則は、平成23年4月15日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成25年3月29日規則45号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年7月1日規則第111号）

この規則は、平成28年7月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成31年1月30日規則10号）

この規則は、平成30年6月1日から施行する。

国立大学法人東京医科歯科大学学生支援・保健管理機構

運営委員会規則

〔平成25年3月29日〕
規則第44号

(趣旨)

第1条 この規則は、東京医科歯科大学学生支援・保健管理機構規則（平成25年規則第43号。以下「機構規則」という。）第7条第2項の規定に基づき、東京医科歯科大学学生支援・保健管理機構運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする

(委員会の組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 機構長
- (2) 副機構長
- (3) 学長が指名する学長特別補佐
- (4) 大学院医歯学総合研究科医歯学系専攻（医学系）から選出された教授 2名
- (5) 大学院医歯学総合研究科医歯学系専攻（歯学系）から選出された教授 2名
- (6) 大学院医歯学総合研究科生命理工医療科学研究科運営委員会から選出された教授 2名
- (7) 大学院保健衛生学研究科から選出された教授 1名
- (8) 大学院医歯学総合研究科医歯理工保健学専攻及び歯学部口腔保健学科から選出された教授 各1名
- (9) 教養部から選出された教授 1名
- (10) 研究所から選出された教授 各1名
- (11) 事務部長
- (12) その他、機構長が必要と認めた者

2 前項第5号から第11号に掲げる委員は、学長が委嘱する。

(委員の任期等)

第3条 前条第1項第5号から第11号までの規定による委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員の任期の末日は、当該委員を委嘱する学長の任期の末日以前とする。

3 第1項の委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第4条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 機構の人事に関すること
- (2) 学生・女性支援センターの運営に関する具体的事項
- (3) 保健管理センターの運営に関する具体的事項
- (4) 入学料及び授業料の免除又は徴収猶予に関すること
- (5) 学生寮の管理運営（入居者の選考を含む。）に関すること
- (6) 国府台合宿研修所の管理運営に関すること
- (7) 5号館の管理運営に関すること
- (8) 合宿研修施設の管理運営に関すること。
- (9) 部局間にまたがる学生の問題に関すること

(10) その他委員長が必要と認めた事項

2 第2条第12号に掲げる委員は、前項第1号に掲げる事項の審議には加わらないものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1名、副委員長2名を置く。

2 委員長は、機構規則第5条に定める機構長をもって充てる。

3 副委員長は、機構規則第6条に定める副機構長のうち、学生・女性支援センター長をもって充てる。

4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(委員会の議事)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 第2条第5号から第11号までの委員は、委員会を欠席する場合、所属する部局の教授会又は研究科運営委員会の構成員の中からオブザーバーを選出し、委員会に出席させることができる。

(委員以外の出席)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門委員会等)

第8条 委員長は、委員会の業務を円滑に実施するために、専門委員会又はワーキンググループ（以下、この条において「専門委員会等」という。）を置くことができる。

2 委員会は、その定めるところにより、専門委員会等の議決をもって委員会の議決とすることができる。

3 専門委員会等の組織及び運営については、委員会の議を経て、委員長が別に定める。

(委員会の庶務)

第9条 委員会の庶務は、学生支援・保健管理機構事務部学生支援事務室において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 国立大学法人東京医科歯科大学学生委員会規則（平成16年規則第84号）

(2) 国立大学法人東京医科歯科大学保健管理委員会規則（平成16年規則第96号）

(3) 東京医科歯科大学保健管理センター運営委員会規則（平成16年規則第159号）

(4) 国立大学法人東京医科歯科大学女性研究者支援室運営委員会規則（平成24年規則第79号）

(5) 国立大学法人東京医科歯科大学女性研究者支援推進委員会要項（平成24年制定）

3 この規則の施行に伴い、平成25年度中に新たに委員となった者の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

附 則（平成28年7月1日規則第111号）

この規則は、平成28年7月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成31年1月30日規則第10号）

この規則は、平成31年1月30日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

国立大学法人東京医科歯科大学職員健康管理室規則

〔平成25年3月29日〕
規則第50号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学組織運営規程（平成16年規程第1号。以下「組織運営規程」という。）第27条の規定に基づき、国立大学法人東京医科歯科大学職員健康管理室（以下「管理室」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 管理室は、役職員の健康管理及び安全管理の充実に図るための専門的業務を行うことを目的とする。

(管理室の業務)

第3条 管理室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 役職員の保健管理計画の企画・立案
- (2) 役職員の定期及び臨時の健康診断並びに事後措置
- (3) 役職員の健康保健に関する相談及び指導・助言
- (4) 役職員の精神保健に関する相談及び指導・助言
- (5) 役職員の安全衛生に関する指導・助言
- (6) 役職員の安全衛生の充実向上のための調査研究・知識の普及
- (7) その他役職員の健康管理及び安全管理について必要な専門的業務

2 前条第1号から第4号の業務については、保健管理センターと連携して行うものとする。

(室長)

第4条 組織運営規程第25条の3第2項に規定する室長は、保健管理センター長をもって充てる。

2 室長は、管理室の業務を掌理する。

(管理室の運営)

第5条 管理室の運営に関する事項については、安全衛生委員会で審議するものとする。

(教員の人事)

第6条 管理室の教員の人事及び評価に関する事項を審議するため、職員健康管理室人事・評価委員会を置く。

2 前項の委員会については、別に定める。

(職員)

第7条 管理室に、室長のほか、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 産業医（教員）
- (2) 臨床心理士
- (3) 保健師

(4) 事務職員

(5) その他必要な職員

2 前項第1号の職員は、室長の命を受け、管理室の業務に従事する。

3 第1項第2号及び第3号の職員は、室長の命を受け、役職員の健康管理に必要な専門的業務に従事する。

(分室の設置)

第8条 教養部の職員に係る管理室の業務を行うため、教養部に職員健康管理室分室（以下「分室」という。）を置く。

2 分室には分室長を置き、管理室の教員の中から室長が命ずる。

3 分室長は、分室の業務を処理する。

4 分室に、分室長のほか、必要な職員を置くことができる。

5 分室の事務は、職員健康管理・環境安全管理事務室が、教養部事務部の協力のもとに処理するものとする。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、管理室に関し必要な事項は、室長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年11月13日規則第130号）

この規則は、平成26年11月13日から施行し、平成26年10月1日から適用する。

国立大学法人東京医科歯科大学安全衛生委員会規則

平成16年4月1日
規則第48号

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学職員安全衛生管理規則(平成16年規則第47号。以下「安全衛生管理規則」という。)第16条第2項の規定に基づき、東京医科歯科大学の安全衛生委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定め、職員の災害防止、疾病予防並びに健康増進をはかることを目的とする。

(審議事項)

第2条 委員会は次の事項を審議する。

- (1) 職員の危険及び健康障害を防止するための基本的な対策に関すること。
- (2) 労働災害の原因及び再発防止対策で安全衛生に関すること。
- (3) 安全衛生の規定の作成に関すること。
- (4) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。
- (5) 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価、及び改善に関すること。
- (6) 安全衛生教育の実施計画作成に関すること。
- (7) 健康診断の結果に対する対策の樹立に関すること。
- (8) 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- (9) 作業環境測定結果の周知とその結果の評価に基づく対策の樹立に関すること。
- (10) 安全衛生についての調査及び改善に関すること。
- (11) 長時間にわたる労働による職員の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること。
- (12) 職員の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること。
- (13) リスクアセスメント対象物によるばく露の程度の低減措置に関すること。
- (14) 職員健康管理室の運営に関すること
- (15) その他安全衛生に関し委員長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 事業の実施を統括管理する者又はこれに準ずる者のうちから、学長が指名した者
- (2) 教養部長
- (3) 産業医
- (4) 職員健康管理室長
- (5) 安全衛生管理規則第6条に規定する衛生管理者のうちから学長が指名した者 2名
- (6) 安全衛生管理規則第7条に規定する安全管理者のうちから学長が指名した者 2名
- (7) 職員のうち衛生に関し経験を有する者のうちから学長が指名した者 2名

- 2 前項第5号から第7号までの委員は、学長が委嘱する。
- 3 第1項第1号に掲げる委員以外の委員の半数については、職員の過半数を代表する者の推薦に基づき指名することとする。

(任期)

第4条 前条第1項第5号から第7号に掲げる委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号に掲げる者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を統括するとともに、会議の議長を務め、委員会の付議事項及びその他必要な事項を処理する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(委員会の開催)

第6条 委員会は、毎月1回定期に開催するもののほか、必要に応じて委員長が招集する。

(議事)

- 第7条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 2 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
 - 3 委員会は、重要な議事に関する事項については、記録を作成して3年間保存しなければならない。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(指示)

第9条 委員長は、安全衛生管理規則第6条から第8条まで及び第12条から第14条までに規定する衛生管理者、安全管理者、安全管理担当者、作業主任者、危害防止主任者、化学物質管理者、保護具着用管理責任者及び火元責任者に対して必要な事項を指示することができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、職員健康管理・環境安全管理事務室において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年9月30日規則第81号)

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則(平成19年2月14日規則第2号)

この規則は、平成19年2月14日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則(平成20年6月19日規則第26号)

1 この規則は、平成20年6月19日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

2 この規則の施行の際現に委員として選出されている者は、なお従前の例による。

附 則(平成20年9月29日規則第48号)

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成23年4月15日規則第53号)

この規則は、平成23年4月15日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則(平成24年7月20日規則第85号)

この規則は、平成24年8月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日規則第51号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年5月21日規則第39号)

この規則は、平成26年5月21日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則(平成26年11月13日規則第129号)

この規則は、平成26年11月13日から施行し、平成26年10月1日から適用する

附 則(令和5年3月7日規則第29号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

編集後記

2020年度に発生した COVID-19 パンデミックも約 3 年を経て、ようやく一応の終息を迎え、2023 年 5 月にはその位置づけは、新型インフルエンザ等感染症（いわゆる 2 類相当）から 5 類感染症に移行しました。この期間を振り返ってみると、感染拡大防止のための生活様式の変化は学生生活に大きな影響を与えただけでなく、特に医療系大学である本学においては、教職員にとっても大きな負担を強いるものとなりました。

保健管理センターでは、臨床実習や教育を従来どおり継続するために教務係と密に連携し、さまざまな感染拡大防止のための対策や健康管理と支援にも取り組んできました。こうした迅速かつ効率的な管理システムの構築は、今後の健康診断および再検受診率の向上やワクチン接種の普及にも寄与することが期待され、多くの教訓を得る貴重な機会となりました。

また、2024 年 10 月に予定されている東京工業大学との統合を見据え、2023 年は過重労働による健康障害への配慮を強化し、全職員による協力のもと前年度と比較して時間外・休日労働者数および面接実施者数の減少にもつながりました。しかし、メンタルヘルスの不調は必ずしもストレス環境にある時期だけでなく、一旦事態が収束した後に表面化することもあります。COVID-19 パンデミックから得た教訓を生かし、今後も学生や教職員の健康を守るための体制をさらに整えていきたと思っています。

2024 年 7 月には、12 年間にわたり保健管理センターを支えてくださった平井英伸先生が東京工業大学に異動されました。これまでの平井先生の多大なるご尽力にセンタースタッフ一同、心より感謝申し上げます。そして、東京科学大学として統合後も両大学が協力体制を築き、学生や教職員が安心して学び、働ける環境を提供できるよう、引き続き最善を尽くしてまいります。

2024 年 9 月吉日
東京医科歯科大学
学生支援・保健管理機構 保健管理センター
職員健康管理室
准教授 安藤久美子

学生支援・保健管理機構運営委員

(2023年4月～2024年3月)

委員長・機構長	宮崎 泰成
副機構長・保健管理センター長	田澤 立之
副機構長（学生・女性支援センター長）	平井 伸英
大学院医歯学総合研究科（医学系）教授	山脇 正永
大学院医歯学総合研究科（医学系）教授	宮坂 尚幸
大学院医歯学総合研究科（歯学系）教授	池田 通
大学院医歯学総合研究科（歯学系）教授	井関 祥子
大学院医歯学総合研究科（生命理工医療科学）教授	星 治
大学院保健衛生学研究科教授	田中 真琴
大学院医歯学総合研究科（医歯理工保健学）教授	樺沢 勇司
大学院医歯学総合研究科（医歯理工保健学）教授	青木 和広
教養部教授	畔柳 和代
生体材料工学研究所教授	梶 弘和
難治疾患研究所教授	伊藤 暢聡
事務部長	村松 正明

保健管理センター教職員

(2023年4月～2024年3月)

保健管理センター長・教授	田澤 立之
分室長・准教授	平井 伸英
助教（兼務）	高澤 聖子
学校医 分室担当	柳下 和慶
学校医	柏 淳
学校医	小松崎 恵子
保健師	櫻井 芳美
看護師	三ツ村 香奈
臨床心理士（兼務）	久保 位可子
臨床心理士	横田 夏葉
看護師 分室担当	伊沼 敦子

安全衛生委員会委員

(2023年4月～2024年3月)

委員長・総務部長	小笠原 千寿
職員健康管理室長	田澤 立之
職員健康管理室准教授（兼務）	平井 伸英
職員健康管理室助教	高澤 聖子(2024年1月～)
教養部長	檜枝 光憲
病院歯科技工部歯科技工技師長	松原 垣
病院放射線部診療放射線技師長	大谷 慎一
病院医療支援課課長	佐藤 奈生
病院管理課副課長	佐藤 義行
歯学部事務長	米田 歩
職員健康管理・環境安全管理事務室専門業務職員	鶴 一弘

職員健康管理室教職員

(2023年4月～2024年3月)

職員健康管理室長・教授	田澤 立之
准教授（兼務）	平井 伸英
助教	高澤 聖子
臨床心理士	久保 位可子
臨床心理士	横田 夏葉
保健師（兼務）	櫻井 芳美
看護師 分室担当（兼務）	伊沼 敦子